

平成29年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成29年6月2日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
	5番	菌田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	渡辺 悦郎君	8番	梶 繁美君
	9番	池谷 洋子君	10番	込山 恒広君
	12番	池谷 弘君	13番	米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	高橋 利幸君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長	池谷 精市君	経済建設部長代理	遠藤 正樹君
教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	危機管理監兼防災課長	岩田 芳和君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	平野 正紀君	くらし安全課長	杉山 則行君
建 設 課 長	高村 良文君	都市整備課長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未来拠点課長	清水 良久君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	上下水道課長	渡辺 史武君
生涯学習課長	小野 正彦君	総務課副参事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君

散 会 午後1時51分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 小山町議会常任委員会委員の指名について
- 日程第 4 小山町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 5 小山町議会運営委員会委員の指名について
- 日程第 6 小山町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 7 小山町議会広報対策特別委員会委員の指名について
- 日程第 8 選挙第 3 号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙
- 日程第 9 選挙第 4 号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 選挙第 1 号 議長の選挙
- 追加日程第 2 選挙第 2 号 副議長の選挙

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告いたします。阿部 司君、梶 繁美君の表決の方法は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告いたします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成29年第3回小山町議会6月定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、8番 梶 繁美君、9番 池谷 洋子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの22日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月23日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してございますので、これに御協力賜りたいと存じます。

町長から、本定例会の召集に際して発言を求められておりますので、これを許可します。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成29年第3回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回提案いたしますのは、専決処分の承認4件、専決処分の報告1件、債権放棄の報告1件、平成28年度繰越計算書の報告6件、同意1件、工事請負契約（変更）の締結1件、御殿場市道路線認定の承諾1件、条例の改正5件、平成29年度補正予算1件の合計21件であります。よろしく

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時11分 再開

○副議長（池谷 弘君） ただいま議長を交代いたしました。

これより暫時議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、米山千晴君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（池谷 弘君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、米山千晴君の退場を求めます。

（米山千晴君 退場）

○副議長（池谷 弘君） 職員に辞職願を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（鈴木辰弥君） それでは、辞職願を朗読いたします。

平成29年6月2日

小山町議会副議長 池谷 弘様

小山町議会議長 米山千晴

辞職願

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○副議長（池谷 弘君） お諮りします。米山千晴君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（池谷 弘君） 異議なしと認めます。したがって、米山千晴君の議長の辞職を許可することに決定しました。

米山千晴君の入場を求めます。

（米山千晴君 入場）

○副議長（池谷 弘君） 米山千晴君に申し上げます。議長の辞職願について、これを許可するこ

とに決定しましたので報告します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(池谷 弘君) 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

(「議長、動議」と呼ぶ者あり)

○5番(藺田豊造君) ただいまから行われる議長選挙においては、立候補した者を選ぶという方法をとったらいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、その上で立候補した方々が、そこで一席打ち、その表明により私たちが推しはかるという方法をとるということが、今やっています私たちの議会改革、それから去年つくりました議会基本条例の上においても大変意義があることだと思っております。そして、町民にわかりやすい政治を行うということが私たちの使命ではないかと思い、私は立候補制をとるということを提案いたします。

以上。

○副議長(池谷 弘君) 賛成者は誰ですか。おりますか。もう一度。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副議長(池谷 弘君) ただいま藺田豊造君から、議長選挙の前に立候補して所信表明後、投票する旨の動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ただいまの動議を議題として採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(池谷 弘君) 起立全員です。したがって、ただいまの動議は可決されました。

では、ここで暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前11時09分 再開

○副議長(池谷 弘君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会運営上支障がありますので、ここで臨時議長の込山恒広議員と議長職を交代いたします。

○臨時議長(込山恒広君) ただいま議長を交代いたしました。

これより暫時議長職を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、休憩中に立候補者の届け出と所信表明の方法を議会運営委員会で決めましたので報告します。

場所につきましては、この後、議場にて行います。所信表明の持ち時間は1人5分以内とします。

議会運営委員会終了後、議員懇談会を開き、立候補者を募り、くじ引きにて順番を決めましたので報告します。

議長選挙に、4番 高畑博行君、12番 池谷 弘君、13番 米山千晴君の3名から届け出がありました。

それでは、議長選挙に係る所信表明を行っていただきます。所信表明はくじ決定のとおり、池谷 弘君、高畑博行君、米山千晴君の順番で行います。

はじめに、12番 池谷 弘君をお願いします。池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） 私は、小山町議員として皆さんの御推挙を得ながら、この小山町のためになろうということで議員になってきております。

現在、小山町は多くの課題があります。例えば、人口減少あるいは少子高齢化、駅前の活性化等々、たくさんの課題があります。

そのような中で明るい兆しもございます。内陸フロンティアあるいは、この豊かな自然を使いたいような観光資源、このようなものを使いながら、私たちは更にこの小山町を活性化していきたいと思えます。

私たち議会は、二元代表制といたしまして当局からの提案に対し、真剣に、十分に、よりその内容を検討し、そして賛成できるものは積極的に賛成していこうと思えます。

また、私たちは二元代表制あるいは町民のために自分たち自身が学び、議員が議員提案できるような力を、この小山町議会につけていきたいと考えております。

最後に、私たちはこれから町民のために、この議会が本当に開かれて、皆さんからの意見も十分受けられるような議会をつくって、更に小山町のためになっていこうと思えます。

以上で、私の所信表明演説といたします。

○臨時議長（込山恒広君） 次に、4番 高畑博行君をお願いします。

○4番（高畑博行君） 議長選に立候補するのに当たり、私の考えていることを申し述べさせていただきます。

まず第一に、二元代表制の原則に従って、広く町民の声を町政に反映すべく、議会が議事機関であること、また意思決定機関であること、更には監視機関であることの役割と責任を果たすよう邁進する決意であります。

また、公平、公正で透明な開かれた議会を目指し、議員間の議論の推進や議員の資質向上に努め、自らが襟を正して職務に専念するよう、その先頭に立ちたいとも考えております。

私たち小山町議会は、昨年4月1日施行の議会基本条例を持ちましたけれども、ちょうど1年

がたちました。この1年経過してみても、改善すべき項目も幾つかあるように感じています。議会報告会もしかりであります。それらについても、今後、十分な議論を重ねながら改革の歩を緩めてはならない、このように考えます。

以上、簡単ではありますが、私の議長選立候補の所信の表明とさせていただきます。

○臨時議長（込山恒広君） 次に、13番 米山千晴君をお願いします。

○13番（米山千晴君） 私はこの2年間、皆様方の厚い御理解のもと、議長の職責を全うすることができました。深く感謝申し上げる次第でございます。

この2年間、私は全国基地協議会並びに県内全市町並びに神奈川県2市8町の皆様方と親交を持たせていただきました。その中におきまして、我が町における諸課題、そして我が町における劣っているところ、そしてすばらしいところ、この辺をつぶさに勉強、研究させていただきました。我が町のよさというのは何なんでしょう。このすばらしい緑と清流に囲まれた小山町、そしてなおこの地域を訪れる人たち、この人たちに我々が夢と希望を与える、そのような観点からも、小山町のこの行く先を私は案じている1人でもございます。

小山町は今現在、町制施行以来ビックプロジェクトを実施しております。かつて例のない大事業を行っているわけでございます。この事業に際して、我々議員一同、当局と一緒にしまして、この事業を成功させるべき未来の子どもたちに負荷をかけないで私たちが努めなければならないと、このように思っております。

私たちは二元代表制の原理に基づきまして、町民の皆様方お一人お一人、そして町政に対してこれからも熱い努力を傾ける傾注でございます。

我々12名が一丸となりまして、この今の難局を乗り越えるべきだと、このように考えております。その観点からも、ぜひ皆様方のお力添えを賜りまして、もう一度議長の職責を負うべく、切にお願いするものでございます。

以上、所信といたします。

○臨時議長（込山恒広君） 以上で小山町議会議長選挙に係る所信表明を終了いたします。

それでは、ここで議長職を副議長と交代いたします。

○副議長（池谷 弘君） それでは、ここで職員に議案を配付させます。

（追加議案配付）

追加日程第1 選挙第1号 議長の選挙

○副議長（池谷 弘君） 追加日程第1 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法をとるか御発言願います。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○副議長（池谷 弘君） ただいま投票との発言がありますので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議 場 閉 鎖)

○副議長(池谷 弘君) ただいまの出席議員数は12人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、遠藤 豪君及び佐藤省三君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(池谷 弘君) 異議なしと認めます。したがって、立会人に遠藤 豪君及び佐藤省三君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投 票 用 紙 配 付)

○副議長(池谷 弘君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は、投票箱の点検をお願いします。

(投 票 箱 点 検)

○副議長(池谷 弘君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。なお、阿部 司議員においては一番最後に自席にて投票願います。

(投 票)

○副議長(池谷 弘君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。遠藤 豪君及び佐藤省三君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長(池谷 弘君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票

うち、有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

高畑博行君 1票

池谷 弘君 5票

米山千晴君 6票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、米山千晴君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 開 鎖)

○副議長(池谷 弘君) ただいま議長に当選されました米山千晴君が議場におられます。小山町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、議長に当選されました米山千晴君、挨拶をお願いします。

○議長(米山千晴君) 一言御挨拶申し上げます。

非常に身の引き締まる思いでございます。小山町議会は12名の議員で構成されております。私たちが、この12名が一丸となりまして、三来拠点事業、その他いろいろな事業を皆様方とともに築き上げていきたいと、このように思っております。

私たちが担う、この大事な大事な事業を、次の10年後、20年後、未来の子どもたちのために精いっぱい私たち12名が頑張りたいと思っております。

以上、一言御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○副議長(池谷 弘君) 議長の挨拶が終了しました。

それでは、ここで暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時40分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま池谷 弘君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、池谷 弘君の退場を求めます。

(池谷 弘君 退場)

○議長(米山千晴君) 職員に辞職願を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(鈴木辰弥君) それでは、辞職願を朗読いたします。

平成29年6月2日

小山町議会議長 米山千晴様

小山町議会副議長 池谷 弘

辞職願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） お諮りします。池谷 弘君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、池谷 弘君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

池谷 弘君の入場を求めます。

（池谷 弘君 入場）

○議長（米山千晴君） 池谷 弘君に申し上げます。副議長の辞職願について、これを許可することに決定しましたので報告いたします。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

職員に議案を配付させます。

（追加議案配付）

追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法をとるか御発言願います。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） ただいま投票との発言がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（米山千晴君） ただいまの出席議員数は12人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、遠藤 豪君及び佐藤省三君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、立会人に遠藤 豪君及び佐藤省三君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長(米山千晴君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は、投票箱の点検をお願いいたします。異状ありませんか。

(投票箱点検)

○議長(米山千晴君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。なお、阿部 司議員においては一番最後に自席にて投票願います。

(投票)

○議長(米山千晴君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。遠藤 豪君及び佐藤省三君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(米山千晴君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票

うち、有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

渡辺悦郎君 5票

池谷洋子君 7票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、池谷洋子君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(米山千晴君) ただいま副議長に当選されました池谷洋子君が議場におられます。小山町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました池谷洋子君、挨拶をお願いいたします。

○副議長(池谷洋子君) ただいま副議長に選出していただきました池谷洋子でございます。

大変微力ではございますが、米山議長のもと、町政の発展、そして町民の生活向上のために様々な問題はあろうかと思いますが、全力で取り組んでまいります。

また、議会の更なる見える化を目指し、米山議長の補佐役として誠心誠意頑張っております。皆様の御協力を心より申し上げ、一言挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（米山千晴君） 副議長の挨拶が終了しました。

日程第3 小山町議会常任委員会委員の指名について

○議長（米山千晴君） 日程第3 小山町議会常任委員会委員の指名についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員は議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。ここで休憩をして、その間に煮詰めていただき、煮詰めたところで議長が指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員の指名は、休憩中に煮詰め願ひ、煮詰めたところで議長が指名することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時03分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告します。室伏副町長、町長戦略課長は公務のため、午後の会議を欠席しておりますので御報告いたします。

休憩中、煮詰め願った結果を事務局長から報告させます。事務局長。

○議会事務局長（鈴木辰弥君） それでは、小山町議会常任委員会委員の指名について、結果を報告いたします。

総務建設委員会委員

1番 遠藤 豪議員 5番 藺田豊造議員 7番 渡辺悦郎議員

8番 梶 繁美議員 10番 込山恒広議員 13番 米山千晴議員

文教厚生委員会委員

2番 佐藤省三議員 3番 鈴木 豊議員 4番 高畑博行議員

6番 阿部 司議員 9番 池谷洋子議員 12番 池谷 弘議員

以上であります。

○議長（米山千晴君） お諮りします。ただいま報告のとおり、常任委員を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、総務企画委員に遠藤 豪君、藺田豊造君、渡辺悦郎君、梶 繁美君、込山恒広君、米山千晴君。

文教厚生委員に佐藤省三君、鈴木 豊君、高畑博行君、阿部 司君、池谷洋子君、池谷 弘君。
以上の諸君をそれぞれ指名します。

日程第4 小山町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（米山千晴君） 日程第4 小山町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の委員長及び副委員長は、議会においてそれぞれの委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、各常任委員会ごとに推選を願い、それをもって本会議における選任としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会の委員長及び副委員長は、各常任委員会で推選された者を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時06分 休憩

午後1時38分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

それではここで、各常任委員会で推選された委員長及び副委員長を事務局長から報告させます。事務局長。

○議会事務局長（鈴木辰弥君） それでは、議会常任委員会の委員長及び副委員長の選任結果を報告いたします。

総務建設委員長に、 梶 繁美議員 副委員長に、 藺田豊造議員
文教厚生委員長に、 池谷 弘議員 副委員長に、 高畑博行議員
以上であります。

○議長（米山千晴君） お諮りします。ただいま報告のとおり、総務建設委員長に梶 繁美君、副委員長に藺田豊造君、文教厚生委員長に池谷 弘君、副委員長に高畑博行君を選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、総務建設委員長に梶 繁美君、副委員長に藺田豊造君、文教厚生委員長に池谷 弘君、副委員長に高畑博行君、以上の諸君が選任されました。

日程第5 小山町議会運営委員会委員の指名について

○議長（米山千晴君） 日程第5 小山町議会運営委員会委員の指名についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員は議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会の委員に、

3番 鈴木 豊君 7番 渡辺悦郎君 8番 梶 繁美君 9番 池谷洋子君
10番 込山恒広君 12番 池谷 弘君

以上の諸君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員に3番 鈴木 豊君、7番 渡辺悦郎君、8番 梶 繁美君、9番 池谷洋子君、10番 込山恒広君、12番 池谷弘君、以上の諸君を指名することに決定いたしました。

日程第6 小山町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（米山千晴君） 日程第6 小山町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議会において議会運営委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、議長が推選し、それをもって本会議における選任にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議長が推選することに決定しました。

議会運営委員会委員長に鈴木 豊君、副委員長に渡辺悦郎君を推選します。

お諮りします。ただいま推選しましたとおり、委員長に鈴木 豊君、副委員長に渡辺悦郎君を選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、委員長に鈴木 豊君、副委員長に渡辺悦郎君が選任されました。

日程第7 小山町議会広報対策特別委員会委員の指名について

○議長（米山千晴君） 日程第7 小山町議会広報対策特別委員会委員の指名についてを議題とします。

小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会広報対策特別委員会は、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会広報対策特別委員に、

3番 鈴木 豊君 4番 高畑博行君 5番 藺田豊造君 7番 渡辺悦郎君
9番 池谷洋子君

以上の諸君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議会広報対策特別委員に3番 鈴木 豊君、4番 高畑博行君、5番 藺田豊造君、7番 渡辺悦郎君、9番 池谷洋子君、以上の諸君を指名することに決定しました。

日程第8 選挙第3号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙

○議長(米山千晴君) 日程第8 選挙第3号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、組合同約第5条及び第6条第1項の規定により、小山町議会から議員5名を選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、従来からの慣例により、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。推選の方法は、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定しました。

御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に、

1番 遠藤 豪君 3番 鈴木 豊君 4番 高畑博行君 5番 藺田豊造君
8番 梶 繁美君

以上の5名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました5名を御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、1番 遠藤 豪君、3番 鈴木 豊君、4番 高畑博行君、5番 藺田豊造君、8番 梶 繁美君が御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました遠藤 豪君ほか4名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第9 選挙第4号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙

○議長（米山千晴君） 日程第9 選挙第4号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、組合同約第5条の規定により、小山町議会から議員1名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選とし、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。駿東地区交通災害共済組合議会議員については、従来から関係市町の申し合わせもありますので、議長を指名し、当選人としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって駿東地区交通災害共済組合議会議員に米山千晴君が当選しました。

お諮りします。正副議長選挙、常任委員会委員の指名等、一連の人事案件が終了いたしました。

ここで、1任期のうち2年が経過したので、この際、議席の変更をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって議席の変更をすることに決定しました。

議席の変更の方法は、1番から10番までを当選回数のない者から若い番号として、同一当選回数のもので複数である場合は50音順に、職員が持ちまわる抽選棒を自席で引いていただきます。なお、同一当選回数が1人になった場合も同様に抽選棒を引いていただき、この番号を議席として決定したいと思います。

正副議長の議席は、副議長が11番、議長が12番としますので、御了承願います。

また、阿部 司議員の議席は、体調面を考慮して、議席を6番としますので、御了承願います。

以上をもって、会議規則第4条第3項の規定による議席の指定としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって議席は、お引き願った抽選棒の番号によることに決定しました。

それでは、抽選を行います。

(議席の抽選)

○議長(米山千晴君) 抽選は終わりました。

抽選の結果を事務局長から発表します。事務局長。

○議会事務局長(鈴木辰弥君) それでは、抽選の結果を発表いたします。

抽選順に発表いたします。

遠藤 豪議員 1番

佐藤省三議員 2番

鈴木 豊議員 3番

阿部 司議員 6番

池谷 弘議員 4番

菌田豊造議員 5番

高畑博行議員 7番

渡辺悦郎議員 8番

梶 繁美議員 10番

込山恒広議員 9番

副議長 池谷洋子議員 11番

議長 米山千晴議員 12番

以上であります。

○議長(米山千晴君) ただいま発表のとおり、議席を指定いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月9日金曜日 午前10時開議

承認第1号から議案第53号までを議題といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時51分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 梶 繁 美

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 池 谷 弘

署 名 議 員 込 山 恒 広

平成29年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成29年6月9日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君
5番 藺田 豊造君 6番 阿部 司君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 込山 恒広君 10番 梶 繁美君
11番 池谷 洋子君 12番 米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町長 込山 正秀君 副町長 室伏 博行君
副町長 高橋 利幸君 教育長 天野 文子君
企画総務部長 湯山 博一君 住民福祉部長 小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長 池谷 精市君 経済建設部長代理 遠藤 正

樹君

教育次長兼子ども育成課長 長田 忠典君 危機管理監兼防災課長 岩田

芳和君

町長戦略課長 後藤 喜昭君 総務課長 大庭 和広君
税務課長 渡邊 辰雄君 住民福祉課長 渡邊 啓貢君
健康増進課長 平野 正紀君 暮らし安全課長 杉山 則行君
建設課長 高村 良文君 都市整備課長 野木 雄次君
農林課長 前田 修君 未来拠点課長 清水 良久君
おやまで暮らそう課長 岩田 和夫君 上下水道課長 渡辺 史武君
生涯学習課長 小野 正彦君 小山消防署長 佐藤 清君
総務課副参事 米山 仁君

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 10番 梶 繁美君 11番 池谷 洋子君

散 会 午後0時02分

（議 事 日 程）

- 日程第1 町長提案説明
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第4号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について
- 日程第8 報告第5号 平成28年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第6号 平成28年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第7号 平成28年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第8号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第9号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第10号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 同意第3号 小山町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第46号 工事請負契約（変更）の締結について
- 日程第16 議案第47号 小山町区域内に予定している御殿場市道路線認定の承諾について
- 日程第17 議案第48号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第49号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第50号 小山町立幼稚園保育料徴収条例及び小山町保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第51号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第52号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第1号）

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで御報告があります。ただいま、町長から議案が提出されました。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

(事務局長 議案表朗読)

日程第1 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第1 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第1号から議案第53号までの21議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしますのは、専決処分の承認4件、専決処分の報告1件、債権放棄の報告1件、平成28年度繰越計算書の報告6件、同意1件、工事請負契約（変更）の締結1件、御殿場市道路線認定の承諾1件、条例の改正5件、平成29年度補正予算1件の合計21件であります。

はじめに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、小山町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する制令が、平成29年3月29日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分しましたので、同

条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 平成28年度小山町一般会計補正予算(第8号) についてであります。

本件は、ふるさと寄附の増額から、その返礼品に係る経費に不足が見込まれ、補正したもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,000万円を追加し、予算の総額を112億304万9,000円としたことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月23日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第3号 専決処分の報告について 損害賠償の額の決定についてであります。

本件は、平成27年5月28日、北郷小学校において発生した、生活科の授業中に児童がやけどを負った事故について、示談が成立し、損害賠償の額を議会において指定されている事項として、地方自治法第180条第1項の規定により、4月5日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項の規定に基づき、町営住宅家賃に係る債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第5号 平成28年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成26年度から30年度までの5か年で継続費を設定しております町道3975号線道路整備事業(一色工区)ほか3件の継続事業につきまして、平成28年度事業費の未執行額を逐次繰越し、平成29年度の事業と合わせて執行するもので、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

次に、報告第6号 平成28年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成28年小山町議会9月定例会及び平成29年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定を御承認いただきました通知カード・番号カード事務交付金ほか17事業につきまして、平成29年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

次に、報告第7号 平成28年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、年度内に完了することができなかった林道角取線修繕事業につきまして、事故繰越をいたしましたので、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第8号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定を御承認いただきました電算システム改修事業につきまして、平成29年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第9号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成28年小山町議会11月臨時会で繰越明許費の設定を御承認いただきました優良田園住宅整備事業につきまして、平成29年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

次に、報告第10号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定を御承認いただきました自然環境調査他3事業につきまして、平成29年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

次に、同意第3号 小山町農業委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年7月19日をもって任期満了となります農業委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、同意を求めるものであります。

次に、議案第46号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成28年度東富士演習場周辺道路整備事業 町道3866号線舗装補修工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号 小山町区域内に予定している御殿場市道路線認定の承諾についてであります。

本案は、御殿場市が延伸を予定している市道7007号線のうち、小山町用沢地内における区間の路線認定を承諾することについて、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第48号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、小山町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第49号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国家公務員等の育児休業等を定めている人事院規則の一部改正が行われたことに伴い、小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第50号 小山町立幼稚園保育料徴収条例及び小山町保育料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年4月1日に、子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令等が施行されたことに伴い、要保護者等のいる世帯の幼稚園保育料、保育料の利用者負担額を引き下げするため、小山町立幼稚園保育料徴収条例及び小山町保育料条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年4月1日に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の一部を改正する府令が施行されたことに伴い、支給認定証の任意交付化をするため、小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第52号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年3月31日に介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、主任介護支援専門員の更新研修の有効期間が見直されたことから、小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ3億6,398万7,000円を追加し、予算の総額を109億6,398万7,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債を補正するものであります。

以上、今定例会に提案いたしました議案の提案説明を終わります。

なお、この後、人事案件については私から説明をし、報告第3号 専決処分の報告についてを除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（米山千晴君） 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行することとされました。

小山町税条例は、地方税法に基づいた条例であり、今回の一部改正につきましても、地方税法の施行日と同じ平成29年4月1日施行とするために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものであります。

今回の一部改正の主な内容ですが、個人町民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、固定資産税の課税標準の特定措置の導入、軽自動車税のグリーン化特例の見直しであります。

改正内容の説明の前に、個人町民税における控除対象配偶者の定義の変更につきまして御説明をいたします。定義の変更内容であります。就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者

控除及び配偶者特別控除について、平成31年度分の個人住民税から所得控除額33万円の対象となります。配偶者の合計所得金額の上限を45万円未満から90万円以下に引き上げるものであります。

それでは、主な改正内容を条文の順に御説明いたします。お手元の条例改正資料新旧対照表の12ページをお開きください。

条例第61条の2の改正は、保育の受け皿整備の促進のため、固定資産税の課税標準の特例措置の導入であります。これは、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業に係る課税標準の特例措置につきまして、軽減の割合を地方公共団体が条例で定めることができる、いわゆるわがまち特例を導入し、平成30年度分以後の年度分から適用するものであります。

次に、20ページをお開きください。

附則第10条の2の改正は、保育の受け皿整備の促進のための企業主導型保育事業及び緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置を導入するものであります。

次に、28ページをお開きください。

附則第16条の改正であります。内容は次の30ページからとなります。平成27年度から導入された軽自動車の燃費性能に応じてその税率を軽減する種別割いわゆるグリーン化特例の見直しにつきまして、適用期限を2年延長し、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪車以上の軽自動車に対しまして、平成29年度及び平成30年度の種別割につきまして、特例措置を講ずるものであります。

その他の改正につきましては、今回の地方税法の改正に合わせまして、所要の規定の整備及び削除等を行ったものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、承認第1号は、これを承認することに決定しました。

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（米山千晴君） 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されました。

小山町国民健康保険税条例は、地方税法に基づく条例であり、今回の一部改正についても、地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日に専決処分をし、翌4月1日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正は、国民健康保険税の軽減対象が縮小しないよう、軽減判定所得の基準を引き上げるもので、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額を5割軽減では5,000円増額し27万円に、2割軽減では1万円増額し49万円とするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（米山千晴君） 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理監 岩田芳和君。

○危機管理監（岩田芳和君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成29年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行することとされました。

小山町消防団員等公務災害補償条例の補償基礎額の加算額及び加算対象は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づいたものであり、今回の一部改正につきましても政令の施行日と同じ平成29年4月1日施行とするために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正の主な内容ですが、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額の扶養親族加算額及び加算対象区分についてであります。

お手元の条例改正資料新旧対照表の55ページから56ページを御覧ください。最初に、加算対象ですが、子と孫が同じ区分であったものをそれぞれに分けたものであります。

次に、加算額につきましては、新旧対照表の53ページから56ページにかけてですが、配偶者については433円を333円に、区分分けしました子については、1人につき217円を267円に、また、その者のうち配偶者が不在の場合には、そのうち1人につき367円を333円に、改正後の第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族について、配偶者及び扶養親族に係る子がない場合には、そのうち1人については367円を300円とするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（米山千晴君） 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

先ほどの町長提案説明のとおり、ふるさと寄附金につきましては、一般会計補正予算（第7号）により3月定例会で議決をいただきましたが、その後も想定を超える寄附があったことから、その返礼品に係る経費に不足が見込まれることとなりました。

したがって、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度小山町一般会計補正予算（第8号）を3月23日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

補正予算の内容は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ8,000万円を追加し、予算の総額を112億304万9,000円としたものであります。

それでは、5ページをお開きください。

18款1項2目ふるさと寄附金を8,000万円増額いたしますのは、ふるさと寄附の増額を見込んだものであります。

次に、6ページの2款8項1目広報広聴費のうち説明欄（4）ふるさと振興事業を6,000万円増額いたしますのは、寄附をしていただいた方へお礼の品を贈るための経費であります。

12款1項1目予備費を2,000万円増額いたしますのは、今回の補正により生じた歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。承認第4号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第6 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

この報告は、町長提案説明のとおりですので、補足説明を省略します。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 報告第4号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第7 報告第4号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 報告第4号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、町営住宅の家賃に係る債権を、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項に基づき放棄しましたので、同条例第11条第2項の規定により報告をするものであります。

債権放棄の件数は2件、金額は20万6,900円であります。その内訳は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項第4号に該当します家賃の時効が完成し、債務者が行方不明等で所在が明らかでないものの2件であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 報告第5号 平成28年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第8 報告第5号 平成28年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第5号 平成28年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

平成26年度から30年度までの5か年で継続費を設定している町道3975号線道路整備事業（一色工区）、平成28年度から32年度までの5か年で継続費を設定している町道3975号線外1道路整備事業（用沢工区）、平成28年度から平成30年度までの3か年で継続費を設定している東名足柄サービスエリアスマートインターチェンジ道路整備事業及び平成28年度から平成29年度の2か年で継続費を設定している南藤曲団地建設事業の計4件の事業につきまして、平成28年度事業費の未執行額を逓次繰越し、平成29年度の事業費と合わせて執行いたしますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものであります。

平成29年度へ逓次繰越いたしました額は1,228万4,429円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第9 報告第6号 平成28年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第9 報告第6号 平成28年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計

算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第6号 平成28年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成28年小山町議会9月定例会及び平成29年小山町議会3月定例会におきまして、小山町一般会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました18件につきまして、それぞれの繰越額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、平成28年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、国の補正予算に伴う通知カード・番号カード事務交付金が150万4,000円、湯船原地区アクセス道路用地測量業務等の未来拠点事業委託業務が3,437万3,000円、足柄スマートインターチェンジ下り線事業用地取得が2,787万9,000円、地方創生の地方版総合戦略に基づく、国の補正予算によります地方創生拠点整備交付金を活用するスタジオタウン小山映像文化拠点整備事業が7,000万円、足柄ふれあい公園バーベキューガーデン整備事業が3,000万円、国の補正予算に伴うもので、経済対策の臨時福祉給付金給付事業が3,707万5,000円、足湯に向かいます外階段の修繕を行う道の駅「すばしり」外部階段周り修繕が243万円、指定管理を見据えまして拡張を行う東名足柄バス停車場整備が1,250万1,000円、南藤曲地先の町道1288号線道路改修事業が1,248万8,000円、道の駅「ふじおやま」増設敷地取得が8,830万円、社会資本総合整備事業である町道大胡田用沢線外1路線測量設計業務が2,570万円、相野橋橋梁整備工事的実施に伴う用地取得を実施する新東名関連町道整備事業が635万4,000円、社会資本総合整備事業である道路構造物長寿命化事業が1,744万5,000円、同じく社会資本総合整備事業で用地取得を進める東名足柄関連町道整備事業が2億6,581万円、防衛省の補助事業で町道3866号線舗装工事的防衛施設道路整備事業が6,523万円、一色西浦団地解体が669万6,000円、小中学校に校務システムを導入する校務システム構築業務が297万8,000円と173万8,279円、以上18件、合計で7億850万1,279円を平成29年度へ繰り越しをするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第10 報告第7号 平成28年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第10 報告第7号 平成28年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第7号 平成28年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本事業につきましては、静岡森林管理署発注の治山事業と連携し実施をしてきておりましたが、治山事業の進捗の遅れから年度内に完了ができなかったため、林道角取線修繕477万7,480円を、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により事故繰越をいたしましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告をするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第11 報告第8号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第11 報告第8号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 報告第8号 平成28年度小山町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成29年小山町議会3月定例会において繰越明許費の設定を御承認いただきました経費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、平成28年度小山町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、電算システム改修140万円を平成29年度へ繰り越すものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第12 報告第9号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第12 報告第9号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 報告第9号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成28年小山町議会11月臨時会において、小山町宅地造成事業特別会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました優良田園住宅整備事業につきまして、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

内容につきましては、小山町用沢地先わさび平地区の宅地造成を実施する優良田園住宅整備事業

として1億303万円を平成29年度へ繰り越しするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第13 報告第10号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第13 報告第10号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 報告第10号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成29年小山町議会3月定例会において、小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました新産業集積エリア造成事業につきまして、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

内容につきましては、小山町湯船、上野地先で工業団地を造成する新産業集積エリア造成事業として実施する調査や、嘱託登記申請業務等の各種委託業務と、事業区域内の用地買収費及び立木等補償費の合計4億2,673万5,000円を平成29年度に繰り越しするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第14 同意第3号 小山町農業委員会委員の任命について

○議長（米山千晴君） 日程第14 同意第3号 小山町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、遠藤 豪君の退場を求めます。

（遠藤 豪君 退場）

○議長（米山千晴君） 内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第3号 小山町農業委員会委員の任命についてであります。

昨年度の農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の主たる任務については、農地等の利用の最適化を推進することとされ、その現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されました。

この改正に伴い、小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例にお

いて、定数を、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名と改正いたしております。

また、農業委員の選出方法につきましては、これまでの公選制を廃止し、町議会の同意を得て町長が任命する町長任命制へ移行いたしております。

現在、本町の農業委員会は18名の委員の皆様にご活躍をいただいておりますが、平成29年7月19日をもって任期満了となります。

つきましては、農地の有効利用の推進等に関する職務を適切に行うことができ、農業全般に対する識見を有する者として、過日開催された小山町農業委員会の委員候補者等選考委員会により選考された11名の皆様を、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めます。

最初に、遠藤博雄氏は、小山町役場に38年間勤務され、現在、農業委員会職務代理、県東部農業共済組合理事等に就任しており、用沢地区の認定農業者として御活躍されております。また、今回、東部農業共済組合からの推薦を受けております。

次に、岩田正治氏は、小田急電鉄株式会社に40年間勤務され、現在、農業委員会委員に就任しており、菅沼地区の認定農業者として御活躍されております。また、現在、町認定農業者協議会の会長を務めるとともに、御殿場農業協同組合の理事も歴任されております。

次に、池谷国光氏は、小山町有線放送利用農協に19年間、さらに小山町役場に19年間勤務され、湯船区区長や農業行政協力員を歴任しており、湯船区の認定農業者として御活躍されております。

次に、小見山益彦氏は、御殿場農業協同組合に35年間勤務され、農業行政協力員等を歴任し、現在足柄桑木地区の認定農業者として御活躍されております。

次に、遠藤 豪氏は、御殿場市役所に38年間勤務され、現在、町議会議員として御活躍されており、農業法人である株式会社富士小山企画の役員を務められ、用沢地区の認定農業者として地域農業に精通されております。

次に、池谷崇徳氏は、御殿場農業協同組合に35年間勤務され、農業委員会委員を歴任され、現在、農業法人グリーンファーム一色の代表を務めておられるとともに、一色区の認定農業者として御活躍されております。

次に、秋田 敬氏は、現在、中外電気工業株式会社の代表取締役社長として御活躍されており、町商工会副会長、総合計画審議会委員、指定管理者選定委員などの公職にも広く務められ、人格が高潔で、幅広い知識を有する方です。農業委員会等に関する法律第8条第6項に、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこととされていることから、農業者ではない秋田氏を任命いたしたく、同意を求めます。

次に、山口正宏氏は、御殿場農業協同組合に35年間務められ、その後、JA御殿場協同サービス株式会社の常務取締役として5年間務められ、御殿場農業協同組合から強く推薦を受けております。また、この6月より、一色区の認定農業者として御活躍されております。

次に、天野伸春氏は、小山町役場に40年間勤務され、大御神区区長や農業行政協力員を歴任され

ております。認定農業者ではございませんが、農協祭での品評会において毎年受賞されるなど、稲作や畑作にも熱心で、農業に関する識見を有しております。

次に、岩田和男氏は、御殿場農業協同組合に34年間勤務され、農業行政協力員を歴任し、現在、吉久保地区の認定農業者として御活躍されております。

最後に、鈴木陽一氏は、小山町役場に42年間勤務され、下古城区区長、農業行政協力員を歴任し、この4月から下古城区の認定農業者として御活躍されております。

以上11名のうち9名につきましては、町の認定農業者であり、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定されている、認定農業者が過半数を占めることという要件を満たしております。

なお、任期は、農業委員会等に関する法律第10条により3年とされており、平成29年7月20日から平成32年7月19日までであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

ここで、遠藤 豪君の入場を求めます。

（遠藤 豪君 入場）

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第46号 工事請負契約（変更）の締結について

○議長（米山千晴君） 日程第15 議案第46号 工事請負契約（変更）の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第46号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成28年小山町議会11月臨時会において議決をいただいた、平成28年度東富士演習場周辺道路整備事業 町道3866号線舗装補修工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の主な内容は、工事区間を工事終点から33メートル延長し、これに伴い舗装補修工201平方メートル、側溝工66メートルを追加施工して、事業の進捗を図るとともに、早期完了を目指すものであります。

変更による増額分は452万5,200円で、総額6,986万5,200円となり、うち消費税相当額は517万5,200円であります。

なお、完成期日は平成29年6月30日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（菌田豊造君） 1点だけ質問させていただきます。

今回の変更によって、前回588メートルを1メートル当たりになると11万1,000円ばかりでありましたけれども、今回、33メートルで割りますと13万7,100円となります。この2万円上がった理由についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 菌田議員にお答えします。

当初契約の550メートル、こちらの施工区間で11万円余り、今回追加する施工区間33メートルで単価当たり13万円有余ということで、この違いはどの御質問ですが、こちらは、施工区間による取り壊しのボリューム、それから、その状況、側溝のふたがかかっていたりとか、かかっていなかったりする区間があったりとか、そういう現場状況が区間によって違いますので、今回施工する区間は、全て取り壊し等々の費用がかかっているということで金額が上がっている状況であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第47号 小山町区域内に予定している御殿場市道路線認定の承諾について

○議長(米山千晴君) 日程第16 議案第47号 小山町区域内に予定している御殿場市道路線認定の承諾についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長(池谷精市君) 議案第47号 小山町区域内に予定している御殿場市道路線認定の承諾についてであります。

本案は、道路法第8条第3項及び同条第4項の規定に基づき御殿場市から市道7007号線路線認定の承諾依頼を受けて提案するものであります。

現在、御殿場市が進めている市道0101号線整備事業、通称団地間道路整備事業の中で、新たな市道は現状よりも東側に新設されます。そのため、現在の市道に接続されていた市道7007号線を分断させることなく新たな市道0101号線に接続するためには、市道7007号線を延伸して小山町用沢地内を通過する必要があるため、市道7007号線の路線認定を承諾するものであります。

なお、延伸部分につきましては、延長73.0メートル、道路幅員6.0メートルであり、管理につきましては、これまでと同様に御殿場市が行うこととなります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第48号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第17 議案第48号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第48号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第19条第8号におきまして、独自利用事務における情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供について規定されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

それでは、条例改正資料新旧対照表の58ページを御覧ください。

はじめに、第2条の改正は、番号法において、情報提供ネットワークシステムの使用に関する既定についての準用規定が第26条として追加されたことに伴うものであります。

次に、第19条の改正は、番号法第2条第14号において、情報提供ネットワークシステムの定義の改正が行われたこと及び同法におきまして特定個人情報の提供制限についての例外規定として、独自利用事務における情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供について、番号法第19条第8号として追加されたことに伴うものであります。

なお、本条例の施行日は、公布の日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第49号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第18 議案第49号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第49号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国家公務員等の育児休業等を定めている人事院規則の改正が行われたため、条例の改正をするものであります。

それでは、条例改正資料新旧対照表の60ページを御覧ください。

はじめに、第2条の2の改正は、児童福祉法の改正による養子縁組里親が法定化されたことに伴うものであります。

次に、第3条、第4条及び第10条の改正は、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の規定と同様に、再度の育児休業、育児休業期間の再度の延長及

び再度の育児短時間勤務につきまして、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合の用件を追加するものであります。

なお、本条例の施行日は、公布の日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第50号 小山町立幼稚園保育料徴収条例及び小山町保育料条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第19 議案第50号 小山町立幼稚園保育料徴収条例及び小山町保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 議案第50号 小山町立幼稚園保育料徴収条例及び小山町保育料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年4月1日に、国が低所得世帯・多子世帯等の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充するなど、子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、まず町立幼稚園保育料においては、生活保護世帯、要保護者等のいる世帯、市町村民税非課税世帯の区分を加え、それぞれの幼稚園保育料をゼロ円といたします。

次に、保育料においては、市町村民税所得割の合算額別の第3階層、第4階層、第5階層の各階層に要保護者等のいる世帯の区分を加え、その保育料を6割から8割程度減額し設定しております。

最後に、私立幼稚園の保育料においては、第2階層、第3階層に要保護者等のいる世帯の区分を加え、第2階層はゼロ円、第3階層は2,000円の保育料を設定しております。

なお、本条例の施行日は公布の日からとし、平成29年度の保育料から適用するものといたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第51号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第20 議案第51号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 議案第51号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子ども・子育て支援新制度のもと、幼稚園、保育園、こども園の利用を始めるときなどに行う支給認定事務におきまして、保育者等に係る事務負担の軽減を図るなど、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容を3つ挙げますと、1つ目に、支給認定証は申請があった場合にのみ交付すること。2つ目は、支給認定証の交付を申請していない場合には、利用者負担額通知に併せて支給認定証に記載すべき事項を通知すること。3つ目は、支給認定の変更の申請、職権による変更、支給認定の取り消しの際に、支給認定保護者が行うこととされていた支給認定証の提出及び返還の義務を必要としないことであります。

なお、本条例の施行日は公布の日からといたします。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第52号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第21 議案第52号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第52号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例第3条第1項に規定する地域包括支援センターの職員は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされておりますが、その基準となる介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、同項第3号に規定する主任介護支援専門員の定義を改正するものであります。

内容につきましては、地域包括支援センターの主任介護支援専門員に対して従来から義務づけられております更新研修につきまして、定義規定を改正し、主任介護支援専門員が5年以内ごとに更新研修を受講する旨を明確にしたものであります。

また、省令の経過措置規定と同趣旨の経過措置を規定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第22 議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億6,398万7,000円を追加し、予算の総額を109億6,398万7,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、5ページの繰越明許費であります。

土木費、道路橋梁費の道路構造物長寿命化事業は、中日本高速道路株式会社東京支社に委託をして、東名高速道路をまたぐ古城橋及び向原橋の補修工事を行うもので、同社との協議の結果、工事

の完了が来年8月頃となるため、繰越明許費を設定するものであります。

次に、6ページの地方債の補正であります。

子育て支援事業債は、地方創生拠点整備交付金を活用し、(仮称)小山町中央子育て支援センターの建設を行うことにつきまして、4月に交付の内示を受けたことから、その財源として地方債を新たに追加するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

補正予算書の8ページをお開きください。

11款1項1目地方交付税を100万円増額いたしますのは、集落対策の推進に関しまして、地域の実情に詳しい人材を集落支援員として委嘱する経費に対する特別交付税の交付を見込むものであります。

次に、15款2項2目民生費国庫補助金を1,714万2,000円増額いたしますのは、北郷小学校放課後児童クラブ建設に対する補助金を計上するものであります。

次に、同じく10目地方創生交付金を819万6,000円増額いたしますのは、スタジオタウン小山での映像文化を活用した、しごと創生・交流拡大事業が採択されなかったことから地方創生推進交付金を減額するものと、パークゴルフ場管理休憩棟整備事業が地方創生拠点整備交付金として内示を受けたことから増額をするものであります。

次に、9ページの16款2項2目民生費県補助金を428万5,000円増額いたしますのは、北郷小学校放課後児童クラブ建設に対する補助金を計上するものであります。

次に、同じく3目衛生費県補助金を10万8,000円増額いたしますのは、不育症治療費助成に対する県補助金を計上するものであります。

次に、同じく10目特別対策事業補助金を760万円増額いたしますのは、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援策を含め、少子化対策の取り組みに対しまして、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金を計上するものであります。

次に、17款2項1目不動産売払収入を2億130万円増額いたしますのは、医療法人社団青虎会及び社会福祉法人博友会に貸している町有地の売り払いを見込むものであります。

次に、10ページの18款1項1目一般寄附金を550万円増額いたしますのは、2社の法人から寄附をいただくものであります。

次に、同じく5目教育費寄附金につきましては、北郷地区の地域振興のため、一般社団法人綱山五徳会様から、北郷小学校の備品購入や小中学校芸術鑑賞会等に170万6,000円を、また、株式会社丸善食品工業様から小学校の図書購入のため20万円を寄附していただくものが主なものであります。

次に、20款1項1目繰越金を8,000万円増額いたしますのは、平成28年度からの繰越金の増額を見込むものであります。

次に、11ページの22款1項6目民生債を3,600万円計上するのは、(仮称)小山町中央子育て支援センターの建設の財源として起債するものであります。

次に、歳出予算の主なものにつきまして、12ページから御説明いたします。

はじめに、2款1項1目一般管理費のうち説明欄(1)職員人件費を91万円増額いたしますのは、例年4月以降の人事異動等に伴い生じる職員人件費の補正につきましては、給与改定等と同時に12月補正において一括提案してきたところではありますが、12月補正前までに予算の不足が生じるところがあるため、この一般管理費のほか25の科目におきまして調整をするものであります。

次に、2款1項4目財産管理費のうち説明欄(2)財産管理費を2,625万円増額しますのは、歳入で説明いたしました貸付地の売り払いに伴い、前払い分の賃借料を返還するものであります。

同じく、説明欄(3)基金管理費を8,000万円増額いたしますのは、足柄駅周辺の整備等を行うため足柄駅周辺整備事業基金への積立であります。

次に、13ページの同じく5目支所及びコミュニティ共用施設管理費のうち説明欄(2)足柄支所管理費を660万6,000円増額いたしますのは、足柄支所用地を取得しようとするものであります。

次に、14ページの同じく7項3目定住移住促進事業費のうち説明欄(2)定住促進事業費を1,627万2,000円増額いたしますのは、地方創生推進交付金を活用する女性活躍促進事業827万2,000円と、ふじのくに少子化突破戦略応援事業費補助金を活用し、子育て世代における賑わいづくりを促進する事業800万円であります。

次に、15ページの同じく8項1目広報広聴費のうち説明欄(5)スタジオタウン小山構築事業費を4,300万円増額いたしますのは、地方創生交付金が採択されなかったことにより、スタジオタウン小山構築事業費を500万円減額するものと、ロケスタジオとして使用していた旧町立体育館等の解体に要する経費4,800万円であります。

次に、17ページの3款3項4目子育て支援事業費のうち説明欄(6)放課後児童クラブ施設整備費を4,900万円計上いたしますのは、北郷小学校敷地内に放課後児童クラブを建設するものであります。

次に、18ページの4款1項4目母子保健事業費のうち説明欄(2)母子保健事業費を37万8,000円増額いたしますのは、不妊治療に加え、不育症に対する治療費を助成するものであります。

次に、19ページの同じく3項2目塵芥処理費のうち説明欄(3)広域行政組合富士山エコパーク負担金を111万5,000円減額いたしますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第1号に伴うもので、RDFセンター用地の一部売却による負担金の減額であります。

次に、20ページの6款1項2目企業立地推進費のうち説明欄(3)未来拠点事業費を3,900万円増額いたしますのは、小山PA周辺地区において自然環境調査を行う900万円と、湯船原地区の新産業集積エリアと上野工業団地を結ぶ南北幹線道路の現地・用地測量及び道路設計の3,000万円であります。

次に、22ページから23ページにかけて、7款2項5目防衛施設道路整備事業費のうち説明欄(2)防衛施設道路整備事業費を6,300万円増額いたしますのは、町道上野大御神線の測量設計の3,000万円と物件調査費3,300万円であります。

次に、同じく4項3目公園等整備費のうち説明欄(3)都市公園維持管理費を100万円増額いたしますのは、新たに置くこととした集落支援員に対する謝礼であります。

次に、26ページの9款4項1目幼稚園費のうち説明欄(3)幼稚園維持管理費を720万円増額しますのは、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金を活用し、給食を行っていない須走幼稚園と町内幼稚園の3歳児の給食業務を実施する経費であります。

次に、27ページの同じく5項4目生涯学習センター管理費のうち説明欄(4)パークゴルフ場管理費を3,139万3,000円増額いたしますのは、地方創生拠点整備交付金を活用し、パークゴルフ場の管理休憩棟を再整備するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を90万3,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番(高畑博行君) ただいま提出されました議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算(第1号)について、所管の委員会以外の項目について、3点質問をさせていただきます。

1件目ですけれども、歳入の部、9ページ17款2項1目不動産売払収入の町有地売払収入で2億130万円が計上されております。これはどの程度の広さなのか、まずそれを1点。また、青虎会、博友会に売るとかどうなのか、それが2点目。3点目として、大変高額なわけですので、この積算の方法、根拠、その点もお伺いいたします。

2件目ですけれども、歳出の部、13ページ2款1項5目支所及びコミュニティ共用施設管理費、説明欄(2)の足柄支所用地で660万6,000円が計上されております。この場所は一体どこなのか。そして、その目的はどういうことなのかをお尋ねいたします。

3件目、歳出の部、15ページ2款8項1目広報広聴費、説明欄(5)のスタジオタウン小山構築事業費の旧町立体育館解体工事費で計4,800万円が計上されております。この旧町立体育館の跡地利用の構想がもしあればお聞かせ願いたいと思います。

といいますのは、古くからこの辺り一帯の宮ノ台丁にお住まいの方、特に体育館裏におられる方々から、道路が大変狭くて救急車や消防車が入れないので、体育館を解体する、そのようなときは、広い道路をぜひ入れてほしいという声を以前から実はいただいております。そのような関係から、もしこの跡地利用の構想が、現時点でもしあるならばお聞かせ願いたいと思います。

以上3点、よろしくお願いたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○総務課長(大庭和広君) 高畑議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の17款2項1目町有地の売り払いの関係でございますが、どの程度の広さかということですが、面積につきましては2万8,483.38平方メートルとなっております。また、2点目の青虎

会、博友会に売るとかという御質問でございますが、こちらについては、まだ決定をしてございません。あと、積算の根拠ということでございますが、こちらにつきましては不動産鑑定によるものでございます。

続きまして、大きな項目の2点目でございますが、足柄支所の用地の御質問でございます。こちらの場所についてはということでございますが、これは足柄支所、コミュニティセンターの建物が建っているちょうど真ん中の辺りの敷地になります。地番で申しますと、竹之下240番地ほか2筆ということになっております。あと、目的はということですが、足柄支所、コミュニティセンターの用地として購入をするものでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

2款8項1目広報費で計上してございます旧町立体育館の解体に伴う、その跡地利用ということでございますが、現在、先ほど高畑議員からも御発言ありましたが、近隣の住民の方から、道路の狭い部分での不安だとか、様々な御意見を伺っております。具体的な土地利用計画は、今後、地域住民の皆様と十分な話し合いを持って、町としてもあそこは市街化区域で有効な土地だということで考えておりますので、今後、地域住民の皆様とよく話し合いをして、その土地利用については検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となっております議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第1号）について、1点ほどお伺いしたいと思います。

14ページ、歳出の2款7項3目13節のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費800万円について、先ほど若干説明ありましたが、実際、どのような事業内容をするのか、詳しくお伺いしたいと思います。1点だけお願いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

ふじのくに少子化突破戦略応援事業費補助金は今年度静岡県で新設された補助金でございます。この補助金を使いまして、少子化に資する事業、お子様のない方は1人目を、2人をお持ちの方は3人目をと、お子様が生まれる環境に資する事業を実施していくということで、今、想定している事業といたしましては、子育て世代の小山町内での居場所づくり、すなわち自然環境を活用した森の幼稚園だとか自然塾、あるいはこの3月に開催しました、おやまに泊まろう！プロジェクト、そういったものを使って子育て世代の皆さんに支持されるような事業をして、少子化に資する事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月12日月曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これで散会いたします。

午後0時02分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 梶 繁 美

署 名 議 員 池 谷 洋 子

平成29年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成29年6月12日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君
5番 藺田 豊造君 7番 高畑 博行君
8番 渡辺 悦郎君 9番 込山 恒広君
10番 梶 繁美君 11番 池谷 洋子君
12番 米山 千晴君

欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町長 込山 正秀君 副町長 室伏 博行君
副町長 高橋 利幸君 教育長 天野 文子君
企画総務部長 湯山 博一君 住民福祉部長 小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長 池谷 精市君 経済建設部長代理 遠藤 正

樹君

教育次長兼子ども育成課長 長田 忠典君 危機管理監兼防災課長 岩田

芳和君

町長戦略課長 後藤 喜昭君 総務課長 大庭 和広君
税務課長 渡邊 辰雄君 住民福祉課長 渡邊 啓貢君
健康増進課長 平野 正紀君 暮らし安全課長 杉山 則行君
建設課長 高村 良文君 都市整備課長 野木 雄次君
農林課長 前田 修君 未来拠点課長 清水 良久君
おやまで暮らそう課長 岩田 和夫君 上下水道課長 渡辺 史武君
生涯学習課長 小野 正彦君 総務課副参事 米山 仁君

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 10番 梶 繁美君 11番 池谷 洋子君

散会 午後0時20分

(議事日程)

日程第1 一般質問

11番 池谷洋子君

1. 書籍消毒機を町立図書館に設置しては
2. 「祖父母手帳」の配布について
3. 「不燃ごみ用指定袋」の更に小さなサイズを導入することについて

3番 鈴木 豊君

1. 幼保一元化へ向けて町の取り組みについて
2. 町営住宅の将来ビジョンについて

7番 高畑博行君

1. ふるさと納税に関する本町の考え方は
2. 保育・教育・子育て支援の充実に向けて

8番 渡辺悦郎君

1. 自動体外式除細動器（AED）の助成について

2番 佐藤省三君

1. 平成29年度小山町の教育について、その方針と具体策は
2. 小山町の子どもたちの体力の現状及びその対策について

議 事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

はじめに、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は、3件の質問をさせていただきます。

1件目は、書籍消毒機を町立図書館に設置してはどうかという質問です。

不特定多数の人が自由に本を手にしたり、借りることができるのが図書館です。この図書館で利用する本には、ダニや髪の毛、ほこり、汚れ、雑菌などの危険があります。幼児なども絵本を手にとるため、ウイルス感染の心配も叫ばれている昨今です。

対策として、今、各地の図書館で書籍消毒機を設置する動きが広がっています。書籍消毒機は、本に挟まったほこりや髪の毛などを送風で除去し、紫外線により殺菌、消毒する機器です。時間もわずか30秒で消毒できます。既に設置している図書館では、衛生面で安心と、小さい子どもを持つ保護者や利用者から好評を得ているそうです。貸し出した書籍の返却時を利用して、書籍消毒機できれいにした後、また貸し出すことが、利用者、特に若い保護者などに安心して気持ちよく受け入れられると考えます。

私も町立図書館をよく利用させていただいております。知り合いの中には、さほど気にならないという方や、図書館で手に取る本はどんな環境で読まれているか分からないので、とても心配だと言う方もいらっしゃいます。確かにインフルエンザ流行時などは心配です。

以上を踏まえ、書籍消毒機を町立図書館に設置することについて、教育長のお考えを伺います。

2件目は、祖父母手帳の配布についてお伺いします。

今、祖父母手帳で孫育てを応援しているさいたま市の先進的な取り組みが注目されています。さいたま市には、子育て論の違いから祖父母世代との間に問題が生じ、何とかしたいなどの声が寄せられ、市は祖父母の手助けを求める人や、どうすれば上手に祖父母の応援を受けられるのか悩んでいる人も多いのではないかと、この手帳を企画したと聞いております。

手帳には、昔と今の子育ての違い、子どもの事故の注意点、孫との具体的な遊び方等々が記載されています。手帳配布後、市には子育てのやり方など、直接祖父母に言うとか角が立つことでも、手帳を渡すことで間接的に自分たちの思いを伝えられるので良かったなどの声が寄せられているそうです。

また、手帳は共働きの夫婦に代わり祖父母が育児を担うことや、3世代で同居する家族、近隣地域に住んでいて息子や娘夫婦などの育児を手伝う祖父母向けに作られています。

私は、この祖父母手帳が、祖父母世代と親世代がより良い関係を作るきっかけになると考えます。私も2人の孫がいます。最近共感した新聞記事があります。NPO法人孫育てニッポン理事長の棒田明子さんの「お孫ちゃんの3つの魔法」についてという記事です。簡単に紹介しますと、棒田理事長いわく、目の中に入れても痛くないお孫ちゃんは、実は魔法使いであり、その実力はかなりのものといいます。1つは、家族を引き寄せる魔法、妊娠の報告を受けるや否や、家族間の連絡が増え、買い物や食事の機会も増え、パパ、ママが自分を愛してくれるだけではなく、両家の祖父母の皆さんとパパとママがうまくいくよう魔法をかけるといいます。お孫ちゃんが生まれなければ、両家が会う機会はほとんどありません。初節句、七五三、入学式、運動会等々、まさに孫は両家のかすがいです。

2つ目は、引き寄せられた家族にお孫ちゃんは、全てうまくいくよと何回も何回も魔法をかける

といます。しかし、親子といえどもライフスタイル、価値観は一人一人違うもの。パパ、ママ、両家の祖父母が集まれば、6人6色、全てうまくいく方が難しい。半分うまくいけば儲けものと棒田理事長は言っています。私は、この問題をサポートできるのは、祖父母手帳だと強く感じます。全てとはいかなくても、6人の意識を共通に導くはずです。

そして、3つ目の一番手ごわい魔法は、じいじやばあばの財布のひもを緩めるということ。確かにお孫ちゃんの成長とともに魔法はアップするはずですが。この3つ目は気をつけるとして、祖父母手帳は1つ目、2つ目については、お孫ちゃんの素晴らしい魔法に、とても良い手助けができ、家族のきずなが更に深まると考えます。

今、孫育てに関する世代間のギャップ、トラブル、さらに孫育てに精神的な不安を抱く祖父母が増加していると聞きます。そんな不安や心配を解消するためにも、孫育てに役立つ情報提供が詰まった祖父母手帳を配布してはと考えますが、町の見解を伺います。

3件目は、不燃ごみ用指定袋の更に小さなサイズを導入することについて質問させていただきます。本町においては御殿場市との統一したごみ袋が定着しているところです。この質問については、平成28年6月定例会の一般質問で取り上げさせていただきました。

現在も多くの町民から、1番小さな20リットルの袋でも大き過ぎて、いっぱいになるまで日にかかるとの声が上がっています。また、茶わんや皿などの割れ物を長期間家庭に置くことは危険ですし、その都度捨てればよいといっても、それは大変にもったいないことです。このことは特に高齢者やひとり暮らしの方が実感しております。

平成28年6月定例会一般質問の町長答弁は、小山町、御殿場市、広域行政組合の三者協議の場に諮り、小さなサイズのごみ袋の導入に関して早急に結論が出るようにしていきたいとのことでした。この6月定例会でちょうど1年です。更に小さなサイズのごみ袋の導入に関して、どのような協議、また結論が出たのでしょうか。町民の現場の声を大切にしていきたいとの思いで再度質問させていただきます。

以上、3件の質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えをいたします。

はじめに、不燃ごみ用指定袋の更に小さなサイズを導入することについてであります。

まず、昨年6月の議会定例会における答弁以降の協議等の経緯についてお答えいたします。

小山町と御殿場市、広域行政組合とは、2か月に1度、定例打合せ会を開催しており、昨年6月15日に開催されました定例打合せ会におきまして、小山町から10リットルサイズの不燃ごみ用指定袋の追加について提案を行い、8月、10月、12月の計3回の会議におきまして協議を重ねてまいりましたが、現時点においては10リットルサイズのごみ袋を追加するとの合意には至っておりません。

定例打合せ会の決定に基づき、昨年9月に小山町と御殿場市の実際のごみステーションに排出されている不燃ごみ用指定袋の使用調査を実施したところ、小山町内では20リットルサイズの使用が

最も多く41%であったのに対し、御殿場市内では45リットルサイズの使用が49%と最も多く、20リットルサイズの使用は15%程度に過ぎないとの結果となり、併せて御殿場市民から20リットルより小さなサイズの追加要望が出されていないとの報告がございました。

町としましては、こうした小山町民と御殿場市民とのごみ袋の使用実態等の違いを踏まえ、町単独による10リットルサイズのごみ袋の追加も視野に入れながら、引き続き小山町、御殿場市、広域行政組合の三者協議を行ってまいります。

その他の御質問につきましては、教育長、生涯学習課長から答弁をいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 祖父母手帳の配布についてお答えします。

子どもは地域の宝であることから、子育ては地域総がかりで行っていくものであると認識しております。

したがって、両親、祖父母はもとより、地域の方々に本町の子育てに関する施策や情報などを知ってもらい、家庭及び地域全体で小山町の子どもたちを育てていきたいと考えております。

さいたま市の祖父母手帳は、親世代と祖父母世代のお互いのコミュニケーションが円滑になるよう作成された有用なものと考えておりますが、本町における必要性については、今後、研究をしてまいります。

町といたしましては、多くの町民の皆様へ地域の子育て支援に御協力をいただくため、文化会館施設内に整備する（仮称）小山町中央子育て支援センターの完成に合わせて、子育て、孫育てに役立つ情報パンフレットを作成し配布したいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（小野正彦君） 書籍消毒機の町立図書館への設置についてお答えします。

現在、小山町立図書館は、住民の皆様の多様化するニーズに対して、より効果的・効率的に対応し、サービスの向上を図るため、指定管理者による管理、運営を行っております。

書籍の保護につきましては、図書館開館当初からポリ塩化ビニール製のシールで図書を覆い対応しています。

また、返却された図書については、職員が1冊ずつ、汚れ、破損や混入物等の有無を確認し、汚れがあった場合は布等で拭き取りを、頑固な汚れの場合はアルコールによる除菌を行っています。

書籍の現状は、利用者が丁寧に扱っているため、汚れや破損が余り見受けられず、小山町民のモラルの高さがうかがえるところであります。

なお、県内市町の書籍消毒機の導入状況は、35市町のうち、4市町でのみ導入をしているのが現状であります。

こうした状況を踏まえ、指定管理者と協議した結果、書籍消毒機の導入を早急に行う必要はないと考えております。

町といたしましては、今後も引き続き返却本の汚れ等の確認など、指定管理者による管理の徹底や、利用者の規範意識の向上を図るなどして、町民の皆様に快適な書籍の提供を行ってまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） 質問した3件について再質問をさせていただきます。

はじめに、不燃ごみ用指定袋の更に小さなサイズを導入にすることについてです。

町長の答弁は、小山町民と御殿場市民とのごみ袋の使用実態の違いを踏まえ、町単独による10リットルサイズのごみ袋の追加も視野に入れながら、三者協議を行っていくとのことでした。ぜひそれを進めるべきと考えます。今後、更に高齢者世帯、ひとり暮らしが増え続けるからです。本町が10リットルのごみ袋を導入すれば、必ず御殿場市も追従すると思います。独身の方、高齢者世帯の増加は、どこでも共通です。考えてみてください。20リットルのごみ袋に、割れた皿1つ入れてごみに出すことを。減らすべきごみを、20リットルのごみ袋が更にごみとなっています。なぜ、こんな無駄を変えようとしらないのか、住民の声が聞こえます。

1年前に私が質問してから、電話や行事などでお会いする住民の皆様から、いつ小さなごみ袋が導入されるんですか、どうなっているんですか等々、質問されます。一刻も早く町民の要望する10リットルのごみ袋を導入していただきたいと考えます。町長も、このような声は聞いていると思います。スピード感を持って、本町に小さなごみ袋を導入する決意を町長に再度お伺いします。

次に、祖父母手帳の配布について、再質問をさせていただきます。

（仮称）小山町中央子育て支援センターの完成に合わせて、子育て、孫育てに役立つ情報パンフレットを作成し、配布するとのことですが、まさに私の主張する祖父母手帳と同様の趣旨です。子育てにかかわる地域の方々に共通の認識の持てるものを手帳として常にそばに置き、参考としていけるような継続性のあるものが大切です。一般にパンフレットは読んでもすぐどこかに行ってしまうがちです。そうではなく、子どもや孫を預けるとき、このようなものがあります、よろしくお願ひしますと祖父母に渡せる手帳が必要と考えます。常に手元に置くものであってほしいのです。まさに母子手帳、父子手帳に続く、3代にわたる祖父母手帳は、社会全体で子どもを育てていく意識づくりを推進します。再度教育長のお考えをお伺いします。

最後に、書籍消毒機の設置についてです。

住民の中には敏感な方たちもいらっしゃいます。機械が設置してあれば、セルフサービスでやっていただけるような形をとり、より安心感が持てると思います。そのような考えについては、町はどのように考えていらっしゃいましょうでしょうか、お伺いいたします。

以上、再質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 平成26年4月1日に御殿場市長と私とで合意書がございます。この合意書の内容は、ごみの分別区分及びごみの排出方法の統一に関する合意書と、この合意書でございます。

が、この中で第2条の2項、指定ごみ袋については御殿場市・小山町広域行政組合が作成し販売すると、こういうことになっております。

しかしながら、先生の昨年の質問を受けて、先ほど答弁したとおり、6月の御殿場市・小山町広域行政組合の三者会議の中で、この10リットルの件について、町から提案をさせていただき、今現在、結論が出ていないという状況でございます。

これにつきましては、今申し上げたとおり、これから協議の中で決めていく形になりますが、今まで事務方の協議ということでしたので、1つレベルを上げて副町長、また副市長との小山町、御殿場市の協議にするようお願いをして進めていきたいと思っております。そんなことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 母子手帳、それから父親の手帳、そして、今、ずっと出ているわけですが、それに合わせたというふうに、手帳が有効に使われることは大変いいかなと思っております。ですが、今、私たちが考えていますのは、いつどこでもさっと見られるような、掲示しておけるようなもの、そしておじいさんもおばあさんも三世代がみんなで見られる、そんな形のものが良いかなというふうに考えていますが、いろいろ参考にさせていただきまして、これから検討してまいります。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（小野正彦君） 書籍消毒機についてですが、図書館利用者、住民の要望等を聞きながら、指定管理者と協議して検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） ありません。以上で質問は終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 今回、2件の質問をさせていただきます。

まず1項目めの質問に入ります。幼保一元化へ向けて町の取り組みについてであります。

幼保一元化への過程において、国は1990年代に、幼稚園や保育園の共用化政策の取り組みを検討されてきたと思われまます。

従来から、幼稚園は文部科学省で保育園は厚生労働省の管轄であります。幼稚園では、先生のことを幼稚園教諭で、保育園は保育士と呼び、それぞれの設立経緯が違うため、管轄から運営基準が全く違うものであると私は理解しております。保育所は預けるところで、幼稚園は教育するところだなどと昔はよく言われておりました。もうそのような時代ではないと思っております。

入所要件、施設整備、人員配置などの基準から、職員の任用体系や会計準則に至るまで異なるという二元体制になっています。

しかし、私は、本来、保護者の就労などという家庭環境にかかわらず、同じ年齢の子どもは同じ内容の教育や保育を受けられることが望ましい幼稚園と保育園の一元化しようという幼保一元化を望むものであります。

小山町は現在、保育所がいきど、すがぬま、すばしり保育園の3園で、幼稚園は駿河小山、足柄、須走幼稚園の3園と、こども園がきたごうこども園と民間の菜の花こども園があります。

最近の小山町において子どもの在園数が減少し、特に幼稚園の在園者は平成26年では203人で、平成29年4月では149人と大幅に減少しております。特に足柄幼稚園は、今年の入園者が3人でありました。保育所は、特にそんなに変化はありません。

私は平成27年12月議会の一般質問において、足柄幼稚園の将来構想について、足柄にできた民間のこども園と共存共栄の形をとるのか質問をしましたが、教育長は、状況の変化に留意するとともに、今後の推移によっては足柄幼稚園に限らず、町内の保育園、幼稚園のあり方を検討していくとの答弁がありました。

現実には、小山町では初めての幼保連携施設であります町立のきたごうこども園が平成26年に設置されました。これは、国が平成18年に施行した就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき認定を受けての設置だと認識しております。

確かに幼保一元化にはいろいろ課題もありますし、全国的にも認定こども園の整備状況はこれからだとは思いますが、そこで、既に検討されてきているとは思いますが、小山町のきたごうこども園以外の幼稚園と保育園の一元化への取り組みについて、教育長はどのように考えているのか見解をお伺いします。

また、全国的な動向はどのようなものであるか、併せてお伺いいたします。

1項目めの質問は、以上であります。

続きまして、2項目めの質問に入ります。

町営住宅の将来ビジョンについてであります。

小山町の町営住宅については、公営住宅法に基づき整備され、現在、管理団地は14団地であります。

公営住宅は、国と町が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、様々な事情で住宅にお困りの方に低廉な家賃で供給しているものと私は思っております。

現在、町が進めております、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、居住環境の整備により定住、移住を促す施策や総合計画における良好な住環境の目標を掲げておまして、特に定住、移住施策においては、おやまで暮らそう課において移住体験ツアーやUIJターン支援、定住促進事業助成金制度や町による宅地分譲事業など様々な事業に取り組まれていることは、私は評価するものであります。

小山町の総合計画後期基本計画の基本施策であります良好な住環境の実現の中においては、小山町営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止及び新設住宅の建設、また、存続させていく住宅の計

画的な大規模修繕に加え、日々の管理において適正な個別修繕を実施し、誰もが住みやすい住宅管理を行っていきとなっております。

私は、町内の全ての町営住宅を回って見てきました。全てとは申しませんが、大部分の町営住宅は、壁など外見から見ても、大変老朽化しているのが目の当たりに見た現状でありました。

本町の町営住宅は、建設後40年以上を経過した住宅が全体の450戸の約7割以上、328戸程度を占めて、また、30年以上の経過した住宅となりますと、南藤曲団地1棟以外全てであります。部屋も狭く、内部の建物設備の老朽化が進んでいる状況とうかがわれます。

平成29年度において南藤曲団地の建設事業が子育て世代や高齢者の生活に配慮した町営住宅の建設となり、大変素晴らしいと思いますが、これも一部であります。

私の考えでは、老朽化の著しい町営住宅について、計画的な建てかえや統廃合を実施し、居住水準の向上、環境の配慮も検討するのが良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

これから、内陸フロンティアの未来拠点事業において雇用も増加し、住むところも多く必要となります。宅地分譲も大事であります、良好な住環境を実現するためにも、町営住宅施策も喫緊の課題ではありませんか。

そこで伺いますが、町営住宅施策においてどのような将来ビジョンを持っているのかの1点と、現在、各町営住宅の入居率はどのくらいであるのか併せてお伺いしたいと思います。

以上、2項目について質問します。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木 豊議員にお答えをいたします。

はじめに、町営住宅の将来ビジョンについてであります。

現在の町営住宅の管理戸数は14団地、450戸となっております。その多くは昭和30年代から40年代に住宅需要が急激に高まったために建設されたものが多く、現在の生活様式に合っていない老朽化した住宅となっております。

そうしたことから、町では平成25年度に、将来における豊かな住生活の実現のため、健全な公営住宅の運営と質の向上を図るべく小山町営住宅等長寿命化計画を策定いたしました。

長寿命化計画では、建設年度、構造などから用途廃止する住宅と、個別に改善を加え存続させていく住宅とに峻別し、管理運営を行っております。

最近の傾向としまして、町営住宅の入居者の高齢化や1人世帯での入居者が多くなっています。

また、併せて町営住宅の立地条件が、そうした方々の生活利便性を著しく阻害しているなど、新たな課題にも直面しています。

そうしたことから、富士紡落合社宅跡地などに高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者などの方を対象とした、暮らしやすい新たな町営住宅団地の整備を検討してまいります。

次に、現在の町営住宅の入居率についてであります。湯船団地46%、茅沼団地67%、南藤曲団地88%、原向団地47%、向方団地73%、棚頭団地76%、吉久保北団地81%、緑ヶ丘団地63%、富士見

ヶ丘団地100%、滝の台団地32%、北原団地70%、浅間団地56%となっております。

なお、一色西浦団地は現在解体工事中であり、大胡田団地も今月中に解体工事に着手してまいります。

その他の御質問につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 幼保一元化へ向けて町の取り組みについてお答えします。

町では、町内の幼稚園と保育園について、両方のよさを併せ持ち、就学前の子どもに教育・保育を一体的に行い運営していく認定こども園へと移行させていきたいと考えております。平成26年度に町立のきたごうこども園が、平成28年度には足柄地区に私立の菜の花こども園が開園し、徐々に幼保一元化が進んでいるところであります。

今後は、各地域の状況や現在の施設の活用方法に応じたこども園の設置を検討してまいります。

また、全国的な動向についてであります。平成28年4月1日現在、全国に4,001か所、うち静岡県には147か所設置されております。前年度と比べますと、全国では1,165か所、県内では27か所増えています。また、5年前の平成23年度においては全国では762か所でしたので、5倍以上増えていることとなります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問ですが、1項目めの幼保一元化に向けて町の取り組みについて、先に再質問させていただきます。

教育長は、各地域の状況や、現在の施設の活用方法に応じたこども園の設置を検討すると回答があり、以前と余り変わらない回答ですが、そこで、2点ほど再質問させていただきます。

1点目は、幼保一元化へ具体的にどのように設置について進めていくのか伺います。

2点目は、財政的な問題や管理体制にも課題が出てきますが、いつ頃を目安に検討していくのか、以上、2点お伺いしたいと思います。

次に、2項目めの町営住宅の将来ビジョンについてですが、これについても再質問したいと思います。ただいま回答がありましたが、具体策が漠然としております。将来ビジョンが答えになっておりません。公営住宅法第5条の整備基準第3項において、事業主体は公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするよう努めるとありますが、現在の町営住宅においては、50年がたった、いささか危険な住宅と思われる団地もあります。用途廃止や大規模修繕などで存続させていく住宅などについては何年スパンをもってやるのか、今後の見通しをもう一度お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 再質問にお答えします。

これまで、こども園化を進めていくに当たり、きたごうこども園の開園と同時に、幼稚園、保育園の教育・保育内容を一体化するために、今までは幼稚園、保育園と別に行っていました研修会も、幼保の会といたしまして子どもの育ちを共有化し、保育士の意識改革を図ってきました。また、幼稚園教諭と保育士の勤務もそれぞれ区別なく、幼稚園、保育園ではなく、どちらも行き来できるように異動しております。

また、昨年度は、このこども園化を推進するために、施設分離型こども園の設置について視察するなど、検討してまいりました。今後は、さらにこども園化に向け、今年度は幼稚園の完全給食をまず進めます。そして、地域ごとに幼保連携型か、また施設分離型かを決めまして、そちらを明らかにして、協議、検討していく予定であります。

あとは次長の方からお答えします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 鈴木議員にお答えいたします。

こども園の整備について、いつ整備をしていくのかということでございますけれども、先ほど教育長が申し上げたように、地域ごとのこども園において、建てかえ工事をするのか、それとも改修工事をしていくのかによっても大きく事業費は変わってきます。その事業費を見積もり、防衛補助などを積極的に活用するなど、今年度以降も引き続き計画的に町内全域のこども園化を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の再質問にお答えをしたいと思います。

御案内のとおり、小山町の町営住宅の位置、昔の足柄村、北郷村、須走村と、また、旧小山町という形で分散をいたしております。

特にこの成美地区の湯船にある住宅等につきましては、大変今、住む方も少なくなっておりまして、不便な場所ということでございますので、これを今ある場所で建てかえるという考えは全くございません。

そこで、ちょっと今、今後のことについて申し上げるということでございますので、団地ごとに今後の方針をお話しさせていただきますと、湯船団地につきましては用途廃止、現在、管理戸数が56戸ございますが、入居者が26戸、政策空き家が30戸、空き家0戸と、こういう状況でございます。ということは、入居者が無くなれば、これはもちろん廃止して、どういう形かの建てかえをしていくと。ほかの場所に建てかえをしていくと、こんなことも視野に入れていくと。

それから、南藤曲団地につきましては、74管理戸数に対して入居戸数が65戸、政策空き家が3戸、空き家が6戸と。ここにしましては、個別改善をしていきます。

原向団地につきましては、管理戸数が15戸、入居が7戸、政策空き家が8戸、空き家0戸。これは用途廃止ということで、入居者が無くなり次第解体と、こういう形をとります。

茅沼団地は63戸に対して、入居戸数が42戸、政策空き家が12戸、空き家が9戸。これは一部廃止して、個別に改善をしていきます。

向方団地15戸に対して、入居が11戸、政策空き家が4戸、空き家0戸。これは用途廃止。

大胡田団地が10戸、入居戸数が0戸、政策空き家が10戸ということで、先ほど答弁したとおり、今月中に解体工事に入ると、こういう段取りになっております。

吉久保北団地であります、管理戸数が48戸、入居者が38戸、政策空き家が3戸、空き家が7戸。これは個別の改善をいたします。

一色西浦団地、先ほど答弁を申したとおり、これはもう解体工事に入っていると。用途廃止という形で進んでおります。

棚頭団地につきましては25戸に対して、入居が19戸、政策空き家が6戸、これは用途廃止いたします。

緑ヶ丘団地は20戸に対して入居が12戸、政策空き家が8戸ということで、これは用途廃止いたします。

新緑ヶ丘団地は新しい方の建物でございますが、管理戸数が36戸、入居が23戸、政策空き家が4戸、空き家が9戸。これは個別改善。

富士見ヶ丘団地は管理戸数12戸に対して入居が12戸。これは個別改善します。

滝の台団地25戸に対して入居が8戸、政策空き家が17戸、空き家0戸、用途廃止。

浅間団地につきましては、管理戸数32戸、入居戸数18戸、政策空き家6戸、空き家8戸。これは個別改善いたします。

北原団地につきましては、管理戸数が10戸、入居戸数が7戸、政策空き家が3戸。用途廃止ということで、合計が450戸に対して入居戸数が288戸、そして政策空き家の合計が123戸、空き家が39戸と、こんな今、状況になっております。

ということで、先ほども答弁いたしましたように、幸い富士紡さんの御協力をいただける話になりましたので、落合の富士紡社宅跡地に、できれば町営住宅を建てて、こちらに集合させたいと、こんなことも考えておりますし、また、ほかの便のいい場所に用地が見つければ、そちらに町営住宅を建てると、こんな考えでおります。

あと、個別改善につきましては、予算もございますので、年次計画を立てながらやっていくと、こんなことございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再々質問ということではないですけど、幼保一元化については、先ほど検討して、地域ごとということの兼ね合いがあります。でも私一つだけ、町でもはっきりした方向性を決めて進めていってほしいと思いますが、もう一度教育長の見解をお伺いしたいと思います。

ただいまの町営住宅の件につきましては、一つだけ、ビジョンということで私はお伺いしたわけでございますが、将来ビジョン計画を作成していく、ただいま町長が具体的に方向性を言っていた

だきましたけど、計画を作る、作成していく考えがあるかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 内部だけで話し合っているのではなかなか外へ広めていくことができませんので、あり方検討会を設けて、今現在も園長たちと相談をしながらはやっていますが、それを広く、もう少し検討会のメンバーを広げてやっていきたいと思っております。そんなふうにして、全体の了解を得ながら進められるといいなと思います。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 内陸フロンティアの中で、企業もこれから増えてくるということで、多くの方に小山町にも住んでいただきたいということも一つの視野に入れなければならないことも考えておりますし、今申したとおり、これだけ用途廃止をする住宅があるということ、先ほど御質問にあったとおり、40年以上が7割以上と、1つだけ除いてあとは30年以上ということで、これに対して対応というのはなかなか、お金がかかることで、ここで一概にどうこう言うのも苦しい答弁になってしまいます。

そういうことで、あと民間の力もお借りしながら、住宅政策はやっていく必要があるのかなと。ただ、町だけでは、今申したとおり、なかなか財政的に難しいなということで、これを含めて、これから検討していきますので、一つ御理解のほど、よろしくお伺いしたいと思います。

○3番（鈴木 豊君） では、質問を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで11時まで休憩といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 今日、ふるさと納税に関する本町の考え方はと、保育・教育・子育て支援の充実に向けての2件の質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、ふるさと納税に関する本町の考え方はの質問です。

総務省は、今年も4月1日に、全国の自治体に対してふるさと納税に関する要請を行いました。昨年も同様の通知を行ったにもかかわらず、高額な返礼品競争に歯止めがかからず、高額返礼品と節税が寄附の目的になりがち傾向にあるのに加えて、首都圏の自治体から税財源流出への不満が増したことも話題に上っています。

ふるさと納税は、都市部に比べて税収が少ない地方を応援するのが本来の趣旨です。しかし、寄

附を集めるための返礼品競争が激化し、過熱し過ぎという矛盾も起こっているのも事実です。ですから、返礼品競争の過熱ぶりに国が腰を上げたことはやむを得ない面があるのだろうと考えます。

今回の総務省の要請で示された5つの柱のうち、ふるさと納税の募集に関する基本事項と返礼品のあり方については、なかなか厳しい内容です。特に寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うように努める点や、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を、金銭類似性の高いもの、資産性の高いもの、価格が高いもの、寄附額に対する返礼割合の高いものとし、該当する具体的品目まで示し、これらを換金性の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等のいかにかわらず、送付しないようにすることと断定しました。

具体的には、返礼品の返礼割合を3割以下にすべきという点や、商品券や家電製品などは全面的に控えるよう求めたものです。1年前の私の一般質問で、商品券や家電製品は問題があるのではという質問に、趣旨に反した返礼品に該当するものはないと考えているという当局答弁でした。しかし、今回、総務省は具体的品目を挙げ、制度の趣旨に反するこれらの返礼品は送らないようにすべしという、返礼品の是正策の概要を示したわけで、本町にとっても大変厳しい内容だと考えます。

これまで好調に推移してきた本町のふるさと納税ですし、つい先日、町独自で運営するふるさと納税特設サイトを開設し、更にふるさと納税に力を入れていこうとしていたわけです。しかし、今回の総務省の通知に対してどう対応するのか、質問をいたします。

まず、町長にお聞きします。昨年度は18億円を超える好調な実績を残した本町のふるさと寄附金でしたが、それを踏まえ、本年度当初予算でも10億円の高額な寄附金を見込んだ予算編成をしました。そんな事情を考えると、年度途中で大幅変更をすることは難しいでしょうが、総務省の通知を完全無視することもできないでしょう。そこで、本町としては、どううまく対応していくのか、町長の基本的な考えをお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

このたびの総務省通知は、地方自治法第245条の4、技術的な助言に基づき、昨年度に引き続いて、総務大臣から通知されたものであります。

その中で、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品として、プリペイドカード、商品券や電子マネーなどの金銭類似性の高いものと、電気機器、貴金属やゴルフ用品などの資産性の高いものが挙げられました。

昨年6月議会定例会における高畑議員からの一般質問に対して回答したとおり、本町のふるさと納税は、町内産業の活性化に寄与することと、町の財源確保を目的に始めたものであり、現在の返礼品については、ふるさと納税の趣旨に反しているとは考えておりません。

通知への対応については、本来の趣旨に沿って進めていくことで対応していきたいと考えているところであります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をします。

総務省は、返礼割合を3割以下にすべきと言っているわけですが、小山町の場合、返礼品の返礼割合は平均何割程度なのでしょうか、伺います。

ふるさと納税サイトの返礼品一覧を見ると、例えば1万円寄附するとアイスクリームの500円の商品券が8枚もらえるというように、4割程度の返礼品が多いようです。これを年度途中でも3割以下にする意図はあるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 高畑議員にお答えをいたします。

寄附額に対する返礼品の調達価格の割合である返礼割合は、送料を含めて平均4割程度です。今後は、国の要請に従い、返礼品を出品している企業などと調整を図り、返礼割合を3割以下となるよう実施してまいります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

総務省は、速やかに3割以下にすべしとしています。しかし、ポータルサイトの表示訂正一つとっても、ある程度時間がかかります。いつ頃を目途に改めていくのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 議員御指摘のとおり、返礼品を提供していただいている企業等との調整や、周知期間を設ける必要がありますので、9月から実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。静岡県下35の市・町の中で、28の市・町が返礼品のあり方を見直す予定であるという報道がなされました。返礼品の品ぞろえの見直しや返礼割合の引き下げがその中身です。返礼割合については、ただいまの質問で済んでいますので、返礼品の品ぞろえについて伺います。

寄附金額全国2位の焼津市は、7月を目途に大幅な見直しを図るそうです。返礼品から除くべきとされた時計やカメラ等は既に取り扱いを中止したといます。カタログに職員がシールを貼って取り扱い中止にする作業をしている場面をテレビ報道で目にしました。

今回の通知で気になるのは、金銭類似性の高い商品券や、資産性の高い家電製品、価格が高額なものは返礼品として送るなどとする点です。しかし、小山町の場合、アイスクリーム等の商品券や家電等を除外するとなると、そのダメージは計り知れません。それこそふるさと寄附金が成り立たなくなってしまう。ですから、何とか工夫して今までの返礼品を維持できないものかと考えるわけです。

そこで、本町は、今回の総務省の通知を受けた品ぞろえの見直しは考えているのでしょうか。また、これらの返礼品を今後も採用していけるための工夫や妙案はあるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） まず、返礼品の見直しについてですが、先ほど町長からも申し上げ

げましたが、小山町内の産業の活性化に寄与することと、小山町の財源確保を目的に始めたものでありまして、人気のある返礼品も含めて、今までどおり継続して実施していきたいと考えております。

なお、小山町では、毎年随時に返礼品の品ぞろえを増やしておりまして、現在は231品目をそろえております。今後も魅力ある返礼品の品ぞろえを増やしていき、寄附金の確保に努めていきたいと考えております。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

町としては、今までどおり継続するというものの、総務省が町の主張に納得しないのではないのでしょうか。アイスクリームの商品券でいえば、溶けてしまう品物なので、まさか現物で送るわけにもいきません。どうしても商品券になります。ただ、他人や金券ショップなどへの転売禁止の一文を商品券に印刷して入れるとか、シールを貼るなどすれば、総務省の要請を無視することなく、きちんと応えることになるのではないのでしょうか。たとえ枚数が多くても、そういう努力が総務省を動かすことだって考えられるわけで、商品券は全て駄目というのではなく、ふるさと納税に特化した商品券の作成なども企業と話し合ってみる必要はあるのではないのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 平成28年度のふるさと納税の返礼品目のうち、商品券に対する事業所への支払額は約5億円となり、500円の商品券に換算しますと100万枚分となり、これら全てに転売禁止のシールやゴム印などを押すことは現実的ではないと考えております。

しかしながら、商品券を転売することへの防止策といたしまして、ポータルサイト等への掲載や、事業所に対して次回の商品券印刷の際に転売禁止の文言を刷り込むことなどを依頼することを、町としても努力していきたいと考えております。

○7番（高畑博行君） さらにお聞きします。

総務省は、高額な返礼品も避けろと言っています。幾ら程度から高額だと判断するのか分かりませんが、ポータルサイトから小山町の返礼品を見ると、例えば50万円以上の寄附金に対してヘリコプターによる富士山遊覧、オートフィールドシュレッター、豪華こいのぼりセット、アイダーダウン羽毛布団などの返礼品が用意されています。これらの高額な品ぞろえの見直しは、来年初めまでにはやらないとまずいんじゃないかと思うわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 電化製品等は小山町の返礼品の中でも人気の返礼品であり、先ほども申し上げましたが、町内産業の活性化と財源確保のためには継続していく必要があると考えておりますが、今後の総務省からの要請内容も考慮し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○7番（高畑博行君） 今、高額な商品についてお聞きしたわけですが、このままやっぱり放っておくわけにも、多分いかないんじゃないかなと思うわけですから、十分、そこは検討していただきたいと思います。

さらにお聞きしますけれども、家電に関してなんですけれども、総務省の通知を受けて、長野県の例えば伊那市などは6月より家電製品を全て除外したそうです。今まで10万円未満の製品は資産性の高いものには当たらないとしていたようですが、値段にかかわらず全て除外だそうです。小山町も家電製品は幾つかあるわけですが、どうするのか、先ほどの答弁では、今までどおり、従来どおりやっていくんだというお答えですけれども、改めてお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 今回、総務省からの通知の中で、高額という指摘があった商品ですけれども、概ね30万円を一つの目安として指摘を受けております。それらのものも含めまして、先ほども申し上げましたとおり慎重に検討してまいりたいと考えております。

○7番（高畑博行君） 家電に関しても、ぜひ併せて検討を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。総務省は、問題のある自治体に対しては個別に働きかけて、強く改善を求めるという考えを示しています。小山町はこれまで、総務省から個別に直接要請されたことはあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 平成29年5月24日付で総務省自治税務局市町村税課長から、小山町長に対して地方自治法第245条の4、技術的な助言に基づき、返礼品の見直し要請がございました。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。その見直し要請の詳細について、紹介をしてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 具体的な内容ですが、返礼割合が3割を超えていること、返礼品の価格が表示されていること、それから、金銭類似性の高いものとして、アイスクリームなどの商品券、資産性の高いものとして高圧洗浄機や布団クリーナーなどの電気・電子機器やリクライニングベッドやリクライニング式チェアなどの家具、それから価格が高額なものとして羽毛布団やガーデンシステムデッキなどが挙げられております。

○7番（高畑博行君） それでは、通告の（2）の4番目の質問に移ります。

今回の通知の中には、各地方自治体は当該地方団体の住民に対して返礼品を送付しないようにするという内容も記されています。静岡市はこの通知に沿って、静岡市民への返礼品送付は取りやめるといいます。また、西伊豆町も7月から町民への返礼品送付をやめるという報道を目にしました。では、小山町はどうするのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 昨年度は、小山町民から延べ79人のふるさと納税の寄附を受けましたが、ふるさと納税の趣旨を踏まえ、小山町民への返礼品の送付につきましては、実施要綱を改正し、速やかに取りやめます。

○7番（高畑博行君） 分かりました。

それでは、最後の質問です。

寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めることと記されたふるさと納税の募集に関する基本事項にどう応えていくつもりか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 本町に寄附をしていただく際には、寄附金の使い道に関して3つの具体的な取り組みや、町長に使い道を任せる項目の合計4つの中から選択をしていただいております。具体的な取り組みを選択された場合には、その該当する事業に充て、使い道を任された場合には、第4次小山町総合計画の後期基本計画に基づき実施している事業に充てています。

今後は、この情報を町のホームページやふるさと納税ポータルサイトに掲載し、公表するよう考えております。

○7番（高畑博行君） 分かりました。いずれにしても、極めて注目度の高いふるさと納税問題だけでなく、本町は全て該当しないから総務省の通知に従わないと言い張り続けるわけにもいかないのではないかと、私は考えるわけです。

現に多くの自治体が見直しに舵を切り始めているわけで、本年度、年度途中から実施できる変更、来年度以降やる変更と内容を精査し、交通整理しながら見直しに一步踏み出す必要があるように思います。

今回の質疑応答で、返礼品の品ぞろえだけは従来どおりという回答でしたけれども、返礼割合の改善をする点や、町内寄附者への返礼品は行わない点、寄附金を充当する事業の成果などはホームページやポータルサイトに掲載するなど、改善努力も多々あるわけですから、その点は総務省に対して大きくアピールしていいと思います。

ここまで大きな成果を上げてきた本町のふるさと納税ですので、大幅減額を来したら、行政運営にも直接影響が出てしまいます。だからこそ、ぜひ知恵を出して総務省の通知を受け入れる部分と工夫することでクリアする部分を研究し、より良い本町のふるさと納税の中身に改編できるよう期待して、この質問は終わりといたします。

それでは、2件目の質問に入ります。

2件目の質問は、保育・教育・子育て支援の充実に向けてという内容です。

最近、新聞紙上で保育や教育に関しての話題を幾つか目にします。待機児童問題ばかり、教職員の勤務実態調査に驚くべき結果が出たことがしかりで、保育・教育・子育て支援を取り巻く厳しい環境が浮き彫りになっています。それらについては、本町も関係する事項も含まれており、きちんと聞きただしておきたい事柄もありますので、質問をいたします。

質問の内容がそれぞれ独立した事柄であり、ばらばらな感じはしますが、その点はぜひお許し願いたいと思います。

まず第1に、4月1日時点で、町内市町別待機児童数の発表がありました。これは17年度から待

機児童の定義を見直す国の方針があったために、集計上そうなったようです。ただ、小山町の場合は、今まで待機児童が出るなどということは考えも及ばなかったわけですが、1歳児の配置基準を満たす保育士を確保できなかったためという報道がありました。それはどういうことなのか、その詳細について説明をお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 高畑議員の質問にお答えします。

新聞報道のとおり、4月1日時点で待機児童15人、その内訳は、きたごうこども園（長時間）を希望している児童が9人、菜の花こども園（長時間）を希望している児童が5人、すがぬま保育園を希望している児童が1人となっています。

入園希望者が増加したことから、きたごうこども園に保育室を設けて受け入れの準備をしましたが、必要となる保育士を確保できず、15人が待機児童となってしまいました。また、1歳児の入園希望が増えましたのは、平成28年度から保育料を第2子半額、第3子全額免除の措置が要因の一つと考えております。

現在、待機児童解消のために、広報や全職員に呼びかけなどを行い、保育士確保に努めております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対して質問します。3点お聞きします。

第1点は、きたごうこども園の保育室は、子育て支援センターだった部屋を保育室にしたということでしょうか。

2点目は、昨年秋の段階で待機児童が出る可能性を把握できなかったのか、その点をお聞きします。

3点目は、現在、この15人の待機児童はどうしているのでしょうか、お分かりになればお答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

高畑議員がおっしゃったとおり、きたごうこども園の子育て支援室の部屋を1歳児用に準備しました。

2つ目ですけれども、昨年度末に急に家庭の事情でやめた保育士がいたこと、それから、支援が必要な園児がいろいろな調査の結果、支援を要する園児が多かったことによりまして、保育士が配置できなかったという状況があります。そういう意味で、秋の段階では待機児童は想定できませんでした。

15人の待機児童ですが、すがぬま保育園を希望していた1人は、今月からすがぬま保育園に入園できました。その他の方々は、現在も待機していただいております。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） さらに伺います。

小山町は慢性的な保育士不足というのはあるのでしょうか。保育士・幼稚園教諭免許を持っていても、職業につかない方がかなり多いように思うのですが、いかがでしょうか。また、なぜ保育士が集まらないのか考えるわけです。隣の御殿場市に比べると、待遇面で小山町は劣るからでしょうか。臨時保育士の時給は990円で、まだ1,000円にいていません。大変な仕事の割には、対価が低いから敬遠されてしまうのかなというふうにも考えます。その点のお考えもお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 保育士不足につきましては、これは今、全国的にどこでもそうできて、やはり小山町も本当に努力してまいりまして、昨年度は一応不足ということではなく、何とか間に合わせておりましたが、今回、この1歳児に大勢希望があったということが、保育士不足につながりました。

それから、待遇面ですけれども、臨時保育士の給料面では、フルタイムで働く方に対して新規採用の際は正規職員の給料月額と同額相当払っています。そして、契約更新して長年勤務している方については、給料等級を上げています。また、有給休暇及び病気休暇の日数を増やすなど、できる限り近隣市町と差がないように見直し等を行い、待遇改善を行っております。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） 1日も早く待機児童解消できるように努力していただきたいと思います。

それでは、次の質問です。

教職員の多忙化問題は、以前にも一般質問で取り上げさせていただきましたが、今回、再度質問させていただきます。

文部科学省が2016年の教員勤務実態調査結果を発表しました。それによると、中学校教諭の約6割、小学校教諭の約3割が週60時間以上の勤務実態が明らかになりました。1日当たりに換算すると、週5日勤務なら1日12時間勤務、週6日勤務なら1日10時間勤務になります。これは過労死ラインとしている月80時間以上の残業をしていることになります。

これまでもOECDなどの調査で日本の教員の長時間労働は問題視されてきました。現在、国を挙げて働き方改革が叫ばれる中、激務に追われ、トイレにも行けない、子どもの話にじっくり耳を傾けることができない、授業準備もままならないといった実態は放置できません。

国と自治体は教員の生命・健康のためにも、子どもの教育のためにも、直ちに長時間労働を解消する責任があります。

教師は残業しても時間外勤務手当は支給されません。その代わりに、基本給の4%が給料に上乗せされる調整手当が出ます。しかし、これは51年前の1966年の時間外労働の平均時間である月8時間をもとにして計算した割合です。今はその10倍に当たる月80時間以上の時間外労働をしている実態があるわけです。この残業代が出ないという仕組みが、長時間労働を助長しているという批判もあ

ります。

そんな点を背景にしながら、小山町内の学校の先生方の勤務実態はどうなんでしょうか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 高畑議員にお答えします。

平成28年度における月平均の時間外勤務時間数において、小学校では80時間を超えている教員はおりませんが、中学校においては半数近くの教員が該当しており、全国の実態とほぼ同じ状況にあります。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に質問をいたします。

教育長の答弁のように、中学校教諭の過重労働が問題です。その主な原因は、土日まで出て指導する部活動の負担が重くのしかかっている点です。休日指導は土日どちらか1日にしようとか、部活動支援員の採用などは以前から言われていますが、なかなか改善できないのが実態です。

現在、小山町内の中学校での運動部の部活動で、支援員確保は進んでいるのでしょうか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 高畑議員にお答えします。

今年度から、各中学校に週8時間から10時間を目安に、部活動に専門的な知識を有する外部指導員を配置し、部活動の質の向上と教師が生徒と向き合える時間を少しでも増やしていこうとしております。大勢の登録が、今、できております。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） ぜひ今後も、引き続き努力していただきたいと思います。

次の質問ですけれども、今年から教育の充実を図るために町単独で講師の先生を5人採用して、新年度がスタートしています。先生の数が増えれば、当然ほかの先生の負担軽減にもつながるわけで、小山町の教育にとっては大きな前進の一步だと考えています。

そこで、本年度採用した講師の先生方にはどんな働き方をしているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 本年度から採用した町単独講師の先生方の働き方についてではありますが、先生方の負担軽減、そして子どもと向き合う時間の確保のために取り組んでいただいております。

1日7時間、週5日勤務する講師が小学校に5校で3人、中学校には2人で1人分を任用しています。週35時間の勤務において、10時間は担任の先生と合同で児童・生徒の学習状況に応じた少人数での授業を行っております。その他の25時間は、事務支援や保護者対応を行っております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対して、2点再質問をいたします。

1点目は、この町単独で講師をつけたことに対する現場の反応はどうか、お聞きします。

2点目は、町内の小中学校は全部で8校です。もし可能なら、現在5人の講師を8人まで拡大していただけないでしょうか。実際、お金もかかるわけですがけれども、小山町の教育に対する熱心さのあかしにもなるわけで、採用枠の拡大について、今年の結果を見ながら検討してみたらどうだろうかと考えるわけです。その点はいかがでしょう。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 現在、2か月半たつわけですが、各学校側の反応につきましては、本当に講師の方が授業や事務を支援してくれるということで、担任の先生が子どもと一緒に向き合える時間が増えました。休み時間も一緒に遊べるという声も聞こえます。また、家庭訪問できる時間が増えましたので、不登校の児童・生徒が減りました。そして、保護者との対応がとても丁寧に、十分できるなど、4月からの導入ですが、様々なことで負担軽減となり、効果が上がっております。

2つ目の質問ですけれども、各町内小学校8校に1人ずつということですがけれども、先ほど申し上げましたように、全校に配置できれば、本当に効果は大きいとは思いますが、適切な配置及び活用について検証し、より有効に活動できるよう、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） それでは、最後の質問です。

（仮称）中央子育て支援センターの建設が本年度予定されており、子育て支援の観点からその役割に大きな期待がされているところであります。そこで、この（仮称）中央子育て支援センターの業務内容の詳細についての構想を伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

（仮称）小山町中央子育て支援センターの業務内容といたしましては、親同士が気軽に集い、交流する場の創設や、子育てに関する不安の解消や孤立を防止するための相談業務を行ってまいります。

また、飲食できる休憩スペースを設け、中央子育て支援センター利用者や総合文化会館利用者のくつろぎの場を提供していきたいと思っております。

施設はいつでも誰でも気軽に利用できるよう、運営時間などについて今後検討してまいります。

加えて、地域の子育てのベテランボランティアの力をお借りし、地域で子育てを応援していく仕組みを構築していきたいと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に関して、3点再質問をさせていただきます。

1点目は、この（仮称）中央子育て支援センターを所管するのは、こども育成課なのでしょうか伺います。

2点目は、従来ある各園のペンギンランドなどは、今後も各園で継続していくのでしょうか。

3点目ですが、まだ運用の詳細は、今後検討されるのでしょうか、図書館もすぐ隣ですし、図書館とのコラボレーションで絵本の読み聞かせの取り組みなども考えられます。それらも視野に入れてやってみたらいかがだろうかと考えるわけですが、その3点について伺いをいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） まず1点目の所管についてでございますけれども、子育て支援ということで、教育委員会こども育成課で所管いたします。

2点目のぺんぎんランドについてでございますが、引き続き子育てについての相談、指導、交流の場として実施してまいります。

3点目の図書館とのコラボレーション、連携についてでございますけれども、議員おっしゃったとおり、図書館とのコラボレーションはもちろんのこと、更に保健事業やその他子育て支援事業と連携して事業を計画していきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 分かりました。多岐にわたった質問で申しわけありませんでした。

小山町が保育・教育・子育て支援に熱心で、子育てしやすい町であるなら、そのうわさは近隣自治体にも広がり、小山で子育てをしたいという若い御夫婦が小山町に住みたいということになる可能性だって大いにあります。その意味でも、担当部局は全力で本町の保育・教育・子育て支援に力を注いでいただきたいということを申し述べて、私の質問を終了いたします。

○議長（米山千晴君） 次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は、自動体外式除細動器、通称AEDの助成について、当局の見解を伺います。

AEDについては、消防署で実施している普通救命講習等で使用方法について町民等が幅広く使用できるよう普及教育が行われております。

以前、AEDは製造メーカーにより英語での表示、指示もありましたが、現在は日本語による表示、指示による機器がほとんどであります。町で設置・管理している機器についても、日本語表示、指示であると聞いております。

講習を受けることで使用でき、救急隊が到着するまでの間、対応したことで一命を取りとめた事案も数多く報道されております。御殿場市内でも、ママさんバレーの練習中に救急隊が到着するまでにAEDを使用して一命を取りとめた事案が報道されました。

もしもの場合に素早く対応することが必要だと感じております。

本町でも、役場、支所、消防署、須走消防分署、小中学校、保育園、幼稚園、こども園、指定管理施設などの多くの公共施設等に設置されております。

しかし、そのうち24時間対応できるAEDは、役場本庁、消防署、須走消防分署と数少ない状態です。役場本庁においても、町民に周知されていない状況でもあります。

24時間対応できる可能性を求め、考察し、県警本部や御殿場警察署地域安全課にも話を伺いまし

たが、交番には常駐していない、駐在所も管理等が難しいということでありました。

以前に池谷洋子議員が三島市の取り組みについて質問されておりましたが、本町の状況と若干異なる点もありましたので、改めて町内の一部のコンビニに対して話を伺いました。置きたいと思うが、経費がかかるので厳しいという意見が大半でありました。

町は、定住促進のため、様々な対応をしているところでありますが、安心安全なまちづくりの一環として、小山町に合った形での24時間対応できるAEDを確保するために、コンビニの協力を得て設置を推進するための助成について考えを伺います。

また、須走登山道の山小屋においても設置費用や維持経費が負担となっていると聞いております。町の考えを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

自動体外式除細動器（AED）の助成についてであります。

AEDは、突然心臓が正常に拍動できなくなった状態のときに電気ショックを行い、心臓を正常な拍動に戻すための医療機器であります。

心肺停止で脳や臓器に血液が届かなくなる時間が長いほど、死亡と後遺症のリスクが高くなることから、一刻も早く人命救助を行うために、AEDは大変有効であると認識しております。

現在、AEDを設置している公共施設は、役場本庁と各支所、幼稚園・保育園・こども園と小中学校、小山高校、消防署及び指定管理を導入している生涯学習施設、あしがら温泉、健康福祉会館、2か所の道の駅であります。

議員御指摘のとおり、役場、消防署以外は夜間や施設の休みの日は施錠されており、24時間でのAEDの使用はできない状況となっております。

町内のコンビニエンスストア10店舗のうち、24時間営業を行っているところは8店舗あります。AEDを設置するには、店舗側の御理解と御協力が必要なことから、設置の可否について意向を伺ったところ、7店舗から、費用の負担がなければ設置は可能であるとの回答をいただきました。

こうしたことから、町といたしましては、安心安全なまちづくりの一つの方策として、年間を通じて24時間いつでも利用可能な施設等に対するAEDの設置費や維持費に対する助成について、前向きに進めてまいります。

以上であります。

○8番（渡辺悦郎君） 前向きな答弁ありがとうございました。

具体的な質問でございます。町内5地区で消防署がある明倫地区、消防分署がある須走地区以外の地区、すなわち成美、足柄、北郷地区には、早急に必要と考えます。

また、役場に設置していることも周知していただきたいというふうに考えます。町の考えを伺います。

次に、須走登山道についてであります。現在、数軒の山小屋が自主的に設置しております。登山

者が減少する中、負担が厳しいと聞いております。山梨県側の山小屋については、年間の使用期間が半年となることから、行政がリースした機器を貸与していると聞いております。町の考えについて伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 早速、補助金についての検討をさせていただいて、どの方も御協力いただければ対応できるようにしていきたいと思えます。

以上であります。

○8番（渡辺悦郎君） 非常に前向きな答弁をありがとうございました。やはり町民、または来町者の安心安全を第一に考えて、できるだけ早く設置していただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 私は、以下の2点についてお伺いしたいと思います。

まず第1点目は、平成29年度小山町の教育について、その方針と具体策はについてであります。

2点目は、小山町の子どもたちの体力の現状及びその対策についてであります。

まず第1点目、平成29年度小山町の教育について、その方針と具体策はについてであります。

今年度は、教育部長制から教育次長制に変わり、教育委員会でも今まで以上に力強く教育行政に取り組まれていることと御同慶の至りであります。ぜひその力強さで、子どもたちの生活や学力向上のために、また一般町民の文化教養の向上のために御努力を続けていかれることを改めてお願い申し上げます。

そこで、1つ目ですが、少子高齢化への対策は全国的に喫緊の課題であり、小山町でもその言をまちません。高齢者はもちろん、子どもたちや若い人への配慮も必要であります。何といたっても、まずは家庭の安定が第一で、それには経済的な安定が基本となります。そのために、多くの家庭ではほとんどの大人が働いております。

そこで、子どもたちの放課後の受け皿が必要となります。子育て支援の対策の一つに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実が欠かせません。これらによって大人は安心して働くことができます。ただ、両者の違い、位置づけが判然としません。この点を分かりやすく御説明いただきたいと存じます。

また、子ども教室は今年度、成美小学校に設置されました。未設置の明倫、足柄小学校の今後について、どのようにお考えか伺います。

2つ目です。昨今、学校もブラックだという言葉が多く聞かれております。勤務時間を守ろうにも、子どもについての仕事はもちろん、研修や調査報告書類等もかなり量が増えており、退校時刻を遅らせても家に持ち帰る仕事の量の多さが以前から変わらず指摘されております。

3年後には学習指導要領の改訂が予定され、その内容の検討、研修や準備に忙殺されようとしています。そういう中で、教員が子どもと向き合える時間の確保は、より良い教育を行う原点と言えます。

ます。その対策として、授業や事務などを支援する講師を配置し、校務支援システムを導入するとありますが、そのうち校務支援システムはどのような効果を狙っており、いつ頃からの導入予定なのか伺います。

3つ目です。子どもたちが目を輝かせて自分の未来を作り上げていくために、キャリア教育とボランティア活動の充実は大変大事なことと考えます。キャリア教育は高校生の役場でのインターンシップばかりでなく、小学生のときから小学生なりに将来を考える時間を持ち、中学生の進路指導や更に高校生のインターンシップにつなげることが肝要と考えます。これについてはどのようにお考えでしょうか。

また、中学生のボランティアは、どんな行事やイベントを対象にし、どのくらいの人数を期待しているのか伺います。

4つ目です。地域の文化財や偉人について知ることは、地域を知り、地域への愛着を向上させるために大切なことと考えます。そのための文化財解説冊子は大変期待されますが、冊子の内容や対象、作成委員会の構成などを伺いたいと思います。

5つ目です。スポーツ・レクリエーションを推進することは、町民の健康寿命を延ばす上で非常に大切なことと考えます。パークゴルフ場を整備し、なお一層使いやすくすることも健康寿命の延伸に大いに役立つものと考えます。単純に利用者数を延ばすことだけでなく、小山町民自体の利用者を増やすことも大切と考えますが、そのための方策を伺いたいと存じます。

1つ目の質問の最後に、6つ目ですが、次の学習指導要領の改定では、世界のグローバル化を反映して、英語科の扱いが重くなります。具体的には、小学校5、6年生に英語科が、同じく3、4年生の外国語活動が新設されます。また、中学校の英語授業はオールイングリッシュで行うような文部科学省の指導であります。また、大学入試の英語科ではTOEICや英語検定の代替活用が論議されております。このように英語力の向上が大きな課題となっております。このことについてどのように対応されるのか伺います。

それから、2つ目の質問であります。小山町の子どもたちの体力の現状及びその対策についてであります。

今年は、年始めから関東の大学生による箱根駅伝や都道府県駅伝などに、小山町出身の複数の選手がそれぞれのチームに大変貢献するなど、大いに気を吐き、小山町民を盛り上げてくれました。また、昨年末には皆様御承知のとおり、県市町駅伝の町の部に小山町が見事に優勝したことは記憶に新しいことであります。

また1月15日には、小山町一周駅伝と周回駅伝が開催されました。いずれの種目にも多くの方々の参加があり、大盛況でした。特に周回駅伝には各小中学校から本当に多くの参加があり、大会を盛り上げてくれました。子どもたちのこのような姿は本当に頼もしく、うれしい限りであります。

さて、昨年暮れに全国の小中学校の体力測定結果が文部科学省より発表されました。これによりますと、静岡県ではボール投げが全国ワースト2位、総合点も平均点以下ということでありました

が、小山町の子どもたちの体力は総じて高い方に位置しているようで、まずは一安心ということが出来ます。各学校、教育委員会の日頃のよき御指導のたまものと感謝申し上げます。

それから、今から申し上げる学年は、平成28年度のものでありますが、細かく結果を見てまいりました。そうすると、安心ばかりしてはおられないなという感じも持ちました。

全国や県平均と比べて良い結果を上げた種目の多かった学年は、全8種目中、小学校4年生の男子が8種目とも上回っておりました。また、4年生女子が7種目、中学校2年男女が全8種目、中学3年生女子が7種目上回っておりました。これに続くのは小学校1年女子が6種目、6年女子が5種目上回っておりました。

反対に、上回っている種目がないか、少ないのが5年生女子で3種目、6年生男子はなし、小学校1年男子の2種目、中学校1年男子の1種目でした。

種目別に見ますと、上回っているのは中学校2、3年男女の握力、小学校2、3、4年男女と5、6年女子、中学校2年男子と2、3年女子の上体起こし、反復横跳びは小学校5年女子、6年男子を除き全て上回っておりました。小学校のシャトルラン、中学校の持久走、小・中学校の立ち幅跳び、小・中学校のハンドボール・ソフトボール投げも良い結果を示しました。

反対に、下回った学年の多かった種目は、小学校の握力及び長座体前屈でした。

かつては全小学校が一堂に集まったの合同運動会で、指導者も子どももお互い切磋琢磨する機会がありました。中学校でも校内の記録会などが行われておりました。家の周りには体を動かして遊びに熱中できる場所も多くありました。

周回コース駅伝や各地区の体育祭への参加者の多さを維持したり、全国で活躍する皆さんがいつまでも続いたりすること、また、子どもたちが将来にわたり健康で充実した生活が送れるようにすることが我々の願いです。

以上の結果について、教育委員会ではどのように分析されておりますか。また、今後の対策についても併せてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員にお答えいたします。

質問の順番と少し変わっておりますが、まずはじめに、平成29年度小山町の教育についての方針と具体策についてのうち、校務支援システムについてであります。校務支援システムは、児童・生徒の名簿などのデータを一括管理して、出席簿、保健関係の測定結果や通信票などの作成を行うものであります。

具体的には、転出入の名簿管理が一括で行えたり、出欠席データが通信票に自動算入できるなど、教員の事務処理の時間軽減ができます。その結果、教員が子どもと向き合える時間の確保に役立つものとなっております。現在、準備を進めているところであり、今月末には本格的に稼働いたします。

次に、キャリア教育とボランティアの充実についてであります。現在、小学校においては地域の

お店見学やお店の方からの聞き取りを行い、地域や品物に対する思い、人のために役立つ喜びや作ったものへの愛情など、社会で働く礎となる姿勢や思いに触れております。

また、中学校では、職場見学や職場体験などを通して、より身近に仕事や社会に触れる機会を設定しており、自分の将来への意識を高める学習に取り組んでおります。今後は、現状の取り組みの中で、より進路指導に生きる視点で教育活動を進めていきたいと考えております。

また、中学生ボランティアにつきましては、富士山金太郎まつりや町民体育大会などの町のイベントや地区の文化祭などのお手伝いをさせていただいております。今年度の登録数は、町内全中学生の60%、約250人の登録を見込んでおります。

次に、中学校の英語力向上に対する方策についてであります。町では、生徒の英語力向上を図るため、英語検定補助事業を平成27年度から進めており、本年度は検定補助の対象の拡大を行っております。

また、町内の全中学校には英語の授業を補助する助手、いわゆるALTを派遣しているほか、北郷中学校には英語が堪能な社会人の非常勤講師を任用するなど、英語教員、ALT、社会人活用と、多人数の指導による英会話学習を推進しております。

また、小学校の段階から英語に親しむ、楽しむことが英語力向上の基礎と考え、放課後子ども教室においても英語の教室を設け、英語の楽しさに触れる機会を設定しております。

次に、最後の2つ目の質問にお答えします。

小山町の子どもたちの体力の現状及び対策についてです。

体力測定結果において、総じて良い結果を出せたことは、日頃の学校生活が関係していると思われる。小中学校における授業、小学校における朝運動や中学校の部活動など、学校での日々の体力づくりの成果だと考えております。

朝運動では、走力だけではなく、縄跳びやサーキットトレーニングなど、様々な運動機能を使った内容に取り組んでいます。また、県の学校体育実技指導協力者派遣事業に応募し、水泳やボール投げの指導を受けるなど、学校が積極的に運動に取り組んでいることが好結果につながったものと考えております。

一方で、結果が低かった握力や長座体前屈については、柔軟性を高める体づくり運動を取り入れ、指導していくとともに、鉄棒遊び、登り棒や雲梯など、握力のつく遊具を使用した遊び、運動を推奨していきたいと考えております。

また、反復横跳び、立ち幅、50メートル走など瞬発力、敏捷性、腹筋の弱さもあるかと思われま。それぞれ各学校の体育授業や生活を通して力をつけていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、教育次長、生涯学習課長から答弁いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 平成29年度小山町の教育についての方針と具体策についてのうち、放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いと、今後の展開についてお答えいたし

ます。

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、保護者が労働していることなどにより、昼間留守家庭の児童に対し、授業が終了した後に学校とは別の場所で適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものであります。

一方、放課後子ども教室は、文部科学省が実施している推進事業をもとに創設され、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、放課後に学習の復習をしたり、よく理解できていない箇所を教わったりしております。

現在、町内においては放課後児童クラブは全小学校区で運営され、指導員の指導を行う職員を配置するなど、クラブの運営と施設の充実を目指しております。

また、放課後子ども教室については、須走小学校、北郷小学校に加え、本年度、成美小学校で新設をいたしました。

今後の計画といたしましては、平成30年度以降に明倫小学校と足柄小学校への開設を計画しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（小野正彦君） 文化財解説冊子の作成についてお答えいたします。

町内の歴史や文化財の学習には、「小山町史」というすぐれた書物がありますが、小学校の児童には量も多く、また、内容も難しく、理解しにくいと考えております。

そこで、児童に限らず、誰もが冊子を片手に町内の史跡等の文化財を訪れ、地域への愛着と誇りを育む契機とするため、ガイドマップのような文化財の解説冊子を作成することといたしました。

冊子は、樹木、神社、寺院、石像物、遺跡、人物など、文化財のジャンルに合わせた構成を予定しており、これらのジャンルごとに順次発刊をしております。

また、冊子の作成に当たっては、町の文化財保護審議会委員長や教員OB、観光ボランティア等、文化財ガイドを行っている団体の方などで構成されます委員会を設け、内容等について御協議をいただきたいと考えています。

町といたしましては、この冊子の発刊により、町民の皆様が更に地域への誇りや愛着を持っていただくことにより、町の歴史や文化財の正しい理解と保護につながるものと考えております。

次に、小山町パークゴルフ場の町内利用者の増加についてであります。

小山町パークゴルフ場の利用者は、平成26年度の6,791人から、平成27年度が8,098人、平成28年度が8,065人と順調に増加をしております。この背景には、平成27年度から利用料金の引き下げや初心者のためのパークゴルフ教室の開講による利用者の増加が挙げられます。

小山町パークゴルフ場は、町民の健康保持と増進を図る拠点でもあることから、これまで以上に町民の利用者数が増加するよう、3つの方策を進めていきたいと考えております。

1つ目は、本定例会の補正予算案に計上させていただいておりますパークゴルフ場の管理休憩棟

の建てかえ工事となります。これは地方創生拠点整備交付金を活用し、管理休憩棟のリニューアルを行い、利用される方が施設を快適に利用できるよう整備するものであります。このリニューアルオープンを町民の皆様幅広くPRし、利用者数の増加につなげていきたいと考えています。

2つ目は、体育協会と連携をし、定期的に町民を対象とした大会の開催や、町内シニアクラブ、婦人会やスポーツ少年団等への利用の働きかけを行うとともに、夏休み等の休暇において、家族でプレーできるイベントを計画し、周知を図ってまいります。

3つ目といたしましては、敬老会において配布する無料券の利用促進を図ってまいります。

以上のような方策を講じることにより、軽スポーツによる健康づくりと、家族や町民同士のコミュニケーションが図られ、町民の利用者数増加に寄与できるものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） それでは、最初の質問の、小山町の教育について、その方針と具体策はについてであります。そのうちの1点目、放課後子ども教室が成美小学校に今年度からできたということですが、この現在の様子についてお教えいただきたいと思っております。

それともう1点、英語力の向上の件ですけれども、社会人も採用しているということですが、この社会人の方の業務内容、分かる範囲で結構ですので、お教えてください。

以上、2点でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

今年度、成美小学校の放課後子ども教室の参加人数でございますけれども、26人います。内容につきましては、火曜日に5、6年生を対象に学習指導を行い、水曜日に6年生を対象にALTによる英語指導を行っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 英語力向上のための社会人活用ですが、これは教員免許を持っていないバイリンガルの人を採用しております。外国で暮らし、英語に堪能な方が、実際、授業に入り、オールイングリッシュで子どもたちと接しており、大変効果を上げております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 成美小学校の関係ですけれども、参加人数26人とのお答えをいただきました。火曜日と水曜日で別々になっているわけですが、これは人数は5、6年と6年生ですから、ちょっと違うと思うんですが、この人数の内訳は分かりますでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 今、はっきりした人数は分かりませんが、それぞれ

15人程度の定員となっておりますので、後ほど調べて、佐藤議員の方にお答えさせていただきたい
と思います。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は6月23日金曜日 午前10時開議

議案第47号から議案第53号までの7議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。さらに議員の派遣について採決を行います。

本日は、これで散会します。

午後0時20分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 梶 繁 美

署 名 議 員 池 谷 洋 子

平成29年第3回小山町議会6月定例会会議録

平成29年6月23日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開会 午前10時07分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	菌田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	込山 恒広君	10番	梶 繁美君
	11番	池谷 洋子君	12番	米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町長 込山 正秀君 副町長 高橋 利幸君

教育長 天野 文子君 住民福祉部長 小野 一彦君

経済建設部長兼商工観光課長 池谷 精市君 教育次長兼こども育成課長

長田 忠典君

危機管理監兼防災課長 岩田 芳和君 町長戦略課長 後藤 喜昭君

総務課長 大庭 和広君 税務課長 渡邊 辰雄君

住民福祉課長 渡邊 啓貢君 健康増進課長 平野 正紀君

くらし安全課長 杉山 則行君 建設課長 高村 良文君

都市整備課長 野木 雄次君 農林課長 前田 修君

未来拠点課長 清水 良久君 おやまで暮らそう課長 岩田 和夫君

上下水道課長 渡辺 史武君 生涯学習課長 小野 正彦君

総務課副参事 米山 仁君

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 10番 梶 繁美君 11番 池谷 洋子君

閉会 午前11時06分

（議事日程）

日程第1 議案第47号 小山町区域内に予定している御殿場市道路線認定の承諾について

日程第2 議案第48号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

- 日程第3 議案第49号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第50号 小山町立幼稚園保育料徴収条例及び小山町保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第51号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第52号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 小山町議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第9 小山町議会広報対策特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第10 議員の派遣について

（追加日程）

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第54号 建設工事に関する協定の締結について
- 追加日程第3 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第4 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第5 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第6 発議第2号 小山町核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議

議 事

午前10時07分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立いたしました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。阿部 司君、梶 繁美君の表決の方法は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告いたします。

室伏副町長、企画総務部長、経済建設部長代理は、公務のため本日の会議を欠席しておりますので御報告いたします。

ここで6月12日の一般質問で佐藤省三議員から教育次長への再々質問に対し、答弁が保留されておりますので、発言を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 佐藤議員の再々質問につきましてお答えさせていただきます。

成美の放課後子ども教室の参加人数の内訳についてであります。参加の人数は合計で26人であり、その内訳といたしまして、5年生が10人です。この5年生10人は全て学習教室の参加となっております。

続いて、6年生は16人になります。さらにその内訳は、学習教室、英語教室の両方に参加している6年生が14人、英語教室のみに参加している6年生が2人です。

内訳の説明については以上であります。

日程第1 議案第47号 小山町区域内に予定している御殿場市道路線認定の承諾について

日程第2 議案第48号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第49号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第50号 小山町立幼稚園保育料徴収条例及び小山町保育料条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第51号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第52号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） それでは、日程第1 議案第47号から日程第7 議案第53号までの議案7件を一括議題といたします。

6月9日に各常任委員会に付託しました議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 梶 繁美君。

○総務建設委員長（梶 繁美君） ただいまから、6月9日、本会議において総務建設委員会に付託されました当局提案の4議案の審議の経過と結果について御報告申し上げます。

去る6月14日午前10時から会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事等、また議会からは委員6名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第47号 小山町区域内に予定している御殿場市道路線認定の承諾についてを報告します。

このことについて、委員から、御殿場市との協議は全て済んでいるのか。との質疑に。

当局より、4月28日付で御殿場市道認定の承諾依頼がありました。路線の線形等については、設計ができ上がっている状況であり、町としては妥当であると判断しています。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、条文の情報提供者とは、どのようなものを指すのか。との質疑に。

当局より、取扱事務の内容によって変わってきますが、一言で言うと実施機関になります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、現在、保育士等の不足が問題となっているが、正規職員で補完されているのか。との質疑に。

当局より、保育士や幼稚園教諭、そして一般職員が育児休業を取得する際には、期間や職務に応じて、臨時職員または正規職員を充て補うようにしています。一般的には、臨時職員を雇うことが多いですが、正規職員を異動させたこともあります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第1号）について報告します。

それでは、まず歳入から申し上げます。

委員から、地方債の補正について、子育て支援事業債の目的は子育て支援センターの建設費と伺っているが、償還期間は何年間で計画しているのか。との質疑に。

当局より、15年を予定しています。との答弁がありました。

さらに、委員から、町有地売払収入について、青虎会と博友会に貸している土地を売り払うとのことだが、青虎会や博友会との合意形成はとれているのか。また、この土地は何の目的で貸しているのか。との質疑に。

当局より、現在、フジ虎ノ門グループと小山町で交わした賃貸借契約書の条項に基づき協議を進めているところです。土地の使用目的は、介護保険施設と子育て施設として貸しています。との答弁がありました。

さらに、委員から、売り払いの協議を進めている理由は。との質疑に。

賃貸借契約書第15条の条文に、たとえ賃貸借期間であっても、それぞれどちらからか売買の申し出があったときは協議をするとの条項があるので、その条項に基づき、現在、協議を進めています。との答弁がありました。

さらに、委員から、申し出はどちらからあったのか。との質疑に対し。

今回の契約書第15条に基づいた申し出は、フジ虎ノ門グループ側から小山町に対してありました。との答弁がありました。

また、委員から、売払収入2億130万円は不動産鑑定による金額とのことだが、本日、鑑定資料を提示してもらえないか。との質疑に。

当局より、不動産鑑定で算定された金額に基づき、予定価格を定めて補正予算を計上しています。なお、鑑定資料を提示することは、不動産鑑定士の確認が必要であることから、本日は提示することはできません。との答弁がありました。

委員から、青虎会や博友会を優先的に話を進めていると理解してよろしいか。との質疑に。

そのとおりです。話がまとまれば、売買契約を議決案件として議会に図ることとなります。との答弁がありました。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について申し上げます。

委員から、定住促進事業費の女性活躍促進事業について、具体的にはどのような事業を行うのか。との質疑に。

当局より、女性活躍促進事業は、地方創生推進交付金を活用して行う事業です。子育て世代の女性を対象に、女性のネットワークを作り、自分たちの趣味や特技、あるいは、過去のスキルを活かしながら仕事をすることで、子育てをしながら稼ぐ、そのような事業を模索しています。との答弁がありました。

さらに、委員から、女性活躍促進事業は、複数年にかけて行われるのか。との質疑に。

当局より、地域再生計画を策定し、3年間で事業を実施します。3年後には、女性の皆さんが自主・自立した形で様々なことを運営したり、活動したりする場を作り、活躍できることを目指します。との答弁がありました。

さらに、委員から、女性活躍促進事業は、定住促進とどのようにつながっていくのか。との質疑に。

当局より、小山町の人口で一番流出している世代層は、若い女性の世代です。子育てをしている母親が生き生きと活躍している姿を見せることで、小山町から若い女性の流出を防ぐ。あるいは、結婚、子育てをしている女性に小山町をアピールして、町に来てもらう。このような事業を実施することで、定住促進につなげていきます。との答弁がありました。

次に、委員から、スタジオタウン小山構築事業について、減額となっているが、当初の事業計画と比べて、どのような変更となるのか。との質疑に。

当局より、補助金の予算額を減額したことに伴い、歳出でも減額をしています。この事業は継続していくことが必要であることから、昨年に実施した事業の規模を縮小して、今年も引き続きアワード等を実施していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、都市公園維持管理費の集落支援員への謝礼について、集落支援員制度の内容は。との質疑に。

当局より、総務省所管の国の制度として創設され、350万円を上限に特別交付税の対象となる事業です。集落支援員を活用しながら、地域にある課題等を見つけ出し、行政・支援員・地域の三者が一体となって解決に向けて動いていくという趣旨の制度です。この制度が続く限りは、また可能で

あれば、公園の管理等に充てたいと考えています。との答弁がありました。

さらに、委員から、集落支援員は、地域の実情に詳しい人材との説明があったが、その選定方法は。との質疑に。

当局より、集落支援員の選定方法については、公募を考えています。との答弁がありました。

委員から、旧町立体育館解体工事費が計上されているが、体育館の中の状況は把握しているか。との質疑に。

当局より、旧町立体育館はロケスタジオとして使用していました。ロケの備品や消耗品等がまだ保管されている状況です。との答弁がありました。

さらに、委員から、備品の所有者は誰か。との質疑に。

平成23年12月に町とフィルムコミッション事業をされている方で普通財産の賃貸借契約を取り交わしていますので、その方や制作会社が用意した物品等と思われます。基本的には小山町のものではないと考えています。との答弁がありました。

さらに、委員から、解体後の跡地利用についてはどのような計画を持っているのか。との質疑に。

当局より、本会議での答弁のとおり、解体後の跡地利用については決まっていません。近隣住民の皆様と十分な話し合いの場を持って跡地利用について、今後検討してまいります。との答弁がありました。

委員から、足柄支所用地の購入について、支所用地を買う目的と面積は。との質疑に。

当局より、現在、賃貸借契約を結んでいる足柄支所と足柄地区コミュニティセンターが建っている底地を支所用地として購入するものです。面積は3筆で合計552平方メートルです。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第53号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された、当局提案の4議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、今議会に提案されている旧町立体育館等解体工事箇所、御殿場市道7007号線の路線認定箇所、町道3866号線舗装補修工事箇所の現地の確認と視察を実施しましたことも、併せて御報告します。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 池谷 弘君。

○文教厚生委員長（池谷 弘君） ただいまから、6月9日、文教厚生委員会に付託されました当局提案の4議案の審議の経過と結果について御報告します。

6月15日、午前10時から会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長等及び副参事、議会から委員6名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第50号 小山町立幼稚園保育料徴収条例及び小山町保育料条例の一部を改正する

条例について報告します。

委員から、条例改正により減額の対象となる生活保護世帯や要保護者等のいる世帯の人数と金額は。との質疑に。

見込みの数値になりますが、幼稚園保育料では3人です。1か月当たり1万8,300円で、年間21万9,600円の減額となります。保育料は、対象者11人で、月額10万1,750円です。年間122万1,000円の減額を見込んでいます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第50号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第1号）について報告します。

委員から、北郷小学校の放課後児童クラブはどこに建設するのか。また、どの程度の規模を計画しているのか。との質疑に。

北郷小学校放課後児童クラブは、小学校グラウンド内の北郷支所及びバス停寄りに配置します。外構のフェンスを一部切り、バス停側から出入り用の階段を設け、バス停付近駐車場に車をとめて迎えに来てもらうことを考えています。現在、北郷小学校放課後児童クラブには42人が入っていますが、今回の計画では60人程度の規模で165平方メートルを計画しています。との答弁がありました。

委員から、パークゴルフ場管理費について、事務所、休憩所等の建築計画の概要は。との質疑に。

現在、休憩所、トイレ、受付が建っている箇所に建設を予定しています。面積はテラス等を含め100平方メートル程度です。部屋は事務室、休憩室、トイレ、地場産品売り場、調理室を設ける予定です。との答弁がありました。

委員から、パークゴルフ場の地場産品売り場の運営方法は。との質疑に。

現在、パークゴルフ場の管理は吉野会に委託しており、吉野会の協力を得ながら、家庭で栽培している野菜等の販売を考えています。との答弁がありました。

委員から、母子保健事業費の不妊・不育治療費助成について、助成回数は1年度につき1回とし、通算5回までとしているが、連続5年が条件か。との質疑に。

助成は5回を限度としていますが、人により様々な症状があり、治療の周期等も異なるため、必ずしも連続して5年とはしていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第53号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された4議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。
なお、委員会終了後、今議会に提案されているパークゴルフ場事務所・休憩所等建設予定地、北郷小学校放課後児童クラブ建設予定地の現地の確認と視察を実施しましたことについても報告します。

以上です。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第47号 小山町区域内に予定している御殿場市道路線認定の承諾についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第48号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第49号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第50号 小山町立幼稚園保育料徴収条例及び小山町保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第51号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第52号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号 平成29年度小山町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第53号は、各委員長報告のとおり可決さ

れました。

日程第8 小山町議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（米山千晴君） 日程第8 小山町議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

小山町議会運営委員長から、会議規則第76条の規定により、議会運営の効率化及び議長の諮問等に関する調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

この調査期間は、委員の任期中です。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第9 小山町議会広報対策特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（米山千晴君） 日程第9 小山町議会広報対策特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

小山町議会広報対策特別委員長から、会議規則第76条の規定により、議会広報の編集、発行に関する調査、研究等について、委員会の性格上、閉会中の継続調査の申し出があります。

この調査期間は、委員の任期中です。

お諮りします。議会広報対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第10 議員の派遣について

○議長（米山千晴君） 日程第10 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、6月23日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会総会に副議長を、6月29日から7月4日までカナダ・ミッション市へ親善訪問として議長の指名する議員を、7月18日に伊豆市で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長を、8月17日に静岡市で開催されます静岡州市町議会全議員研修会に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときには、議長一任で変更できることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま町長から議案第54号 建設工事に関する協定の締結について、議案第55号 工事請負契約の締結について、議案第56号 工事請負契約の締結について、議案第57号 工事請負契約の締結についての4件と、また、議会から発議第2号 小山町核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議の1件、計5件の追加議案が提出されました。

発議1件は、所定の賛成者がありますので成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号から議案第57号までの4議案並びに議会提出の発議第2号の1件の5件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしく願います。

追加日程第1 町長提案説明

○議長(米山千晴君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

議案第54号から議案第57号の4議案について町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 今回、追加提案いたしましたのは、建設工事に関する協定の締結1件、工事請負契約の締結3件の合計4件であります。

はじめに、議案第54号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

本案は、東名高速道路と交差する町道2145号線古城橋外1橋橋梁補修(剥落対策等)工事の施工に関する協定を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、金時公園整備工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、金時公園多世代交流施設等建設工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山

町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、総合文化会館敷地内図書館横に整備する、(仮称) 小山町中央子育て支援センター整備事業の工事請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この後、関係部長等から、それぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第54号 建設工事に関する協定の締結について

○議長(米山千晴君) 追加日程第2 議案第54号 建設工事に関する協定の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長(池谷精市君) 議案第54号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

本案は、東名高速道路と交差する小山町道2145号線古城橋外1橋橋梁補修(剥落対策等)工事の実施について、高速道路本線の交通に及ぼす影響等を考慮し、中日本高速道路株式会社東京支社へ工事を委託して実施するため、工事の施工に関する協定を締結するものであります。

工事内容は、東名高速道路をまたぐ町道の道路橋のうち、竹之下地内の古城橋及び桑木地内の向原橋の2橋の橋梁補修工事として、高速道路本線の交通規制を実施し、主桁、床版下面への剥落対策工626平方メートル及び各部材の断面修復やひび割れ補修を施工し、橋梁の健全性を回復し、長寿命化を図るものであります。

協定金額は6,607万3,560円に消費税相当額528万5,885円を加え、7,135万9,445円であります。

なお、工事の完成予定期日は、平成30年8月31日を予定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第55号 工事請負契約の締結について

○議長(米山千晴君) 追加日程第3 議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長(池谷精市君) 議案第55号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成29年度東富士演習場周辺公園設置助成事業 金時公園整備工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、中島地内の金時公園における公園整備工事となります。主な工種は植栽工、調整池工、舗装工、遊具施設整備工であります。施工面積は6,737平方メートルであります。

工事入札は6月21日に町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、株式会社田代建設が1億1,800万円で落札決定し、消費税相当額944万円を加え、1億2,744万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は平成30年3月23日を予定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長(米山千晴君) 追加日程第4 議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長(池谷精市君) 議案第56号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成29年度東富士演習場周辺公園設置助成事業 金時公園多世代交流施設等建設工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、中島地内の金時公園内に多世代交流施設等の施設を建築するものが主なものであります。建築物の概要といたしまして、交流棟延べ床面積119.25平方メートル、相撲場棟延べ床面積56.25平方メートルであります。

工事入札は6月21日に町内業者5者による指名競争入札を執行したところ、大幸建設株式会社小山営業所が7,000万円で落札決定し、消費税相当額560万円を加え、7,560万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は平成30年3月23日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（米山千晴君） 追加日程第5 議案第57号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 議案第57号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成29年度（仮称）小山町中央子育て支援センター整備事業の工事請負契約の締結案件であります。

契約内容は、小山町総合文化会館敷地内図書館横に、子育ての新たな拠点となる子育て支援センターを鉄骨造一部木造で建設する工事と実施設計を一括で発注し、契約するものであります。内容は、平屋建て床面積248.19平方メートルの建屋に、親子でのプレイルーム、相談室、事務室、カフェスペースなどを完備し、その他駐車場の整備などの外構工事を行います。

また、本請負契約の優先交渉権者の選定に当たりましては、指名プロポーザル方式により、技術

提案書に基づいたプレゼンテーション、ヒアリング及び審査会を先月23日に実施した結果、臼幸産業株式会社を優先交渉権者として選定し、今日16日に建設工事請負仮契約を締結いたしました。

請負契約金額は、提示額である7,400万円に消費税相当額592万円を加えた7,992万円であります。

なお、工事の完成予定期日は、来年2月9日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第6 発議第2号 小山町核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議

○議長（米山千晴君） 追加日程第6 発議第2号 小山町核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました発議第2号 小山町核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議の提出について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由につきましては、核兵器などによる戦争への脅威をなくし、世界の恒久平和を求め、宣言するものであります。

このたび、議会運営委員会にて核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議について慎重審議・協議していただき、本議会に提出することに全員の賛同を得ました。

以下、決議文の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の決議書を御覧ください。

決議第1号 小山町核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議

富士山頂のあるまち小山町は、水と緑に恵まれ、歴史と文化が息づくまちとして育んできました。

この美しく自然豊かなふるさとを次の世代に引き継ぐことは、私たち町民の使命である。

しかしながら、現在、地球上では核実験や武力紛争が繰り返されるなど世界の平和に大きな脅威をもたらしている。

私たちは、世界で唯一の被爆国の国民として、すべての核兵器の廃絶と戦争やテロリズムのない平和な世界の実現を強く望むものである。

よって、小山町議会は、金太郎のように健康で明るいまちをめざすとともに、世界の恒久平和に貢献することを誓い、ここに「核兵器廃絶平和都市」を宣言する。

以上、決議する。

平成29年6月23日

静岡県駿東郡小山町議会

以上、会議規則第14条の規定に基づき、決議書を提出します。

提出者 鈴木 豊

賛成者 遠藤 豪、佐藤省三、池谷 弘、菌田豊造、阿部 司、高畑博行、渡辺悦郎、
込山恒広、梶 繁美、池谷洋子

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、賛成者が全員でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

鈴木 豊君提出の発議第2号 小山町核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成29年第3回小山町議会6月定例会を閉会といたします。

午前11時06分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴
署 名 議 員 梶 繁 美
署 名 議 員 池 谷 洋 子